

建設水道常任委員会

平成19年6月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都市建設部長	藤本 宗司
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	川端 伸和
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都市整備課参事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄	代表監査委員	辰巳 忠次
監 査 委 員	中西 和夫	監査委員書記	佐藤 滋生

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 宮崎委員、吉野委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますので、ただ今より、建設水道常任委員会
を開会いたします。

開会に先立ちまして、改選後最初の委員会でありますので、自己紹
介をお願いしたいと思います。まず、議員のほうからお願いします。

（ 議員、理事者自己紹介 ）

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 初めに、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、宮崎委員、吉野委員のお二人を指名いたします。両委
員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

審議の順序であります。まず、(3)認定第1号、平成18年度斑
鳩町水道事業会計決算の認定についてを先に審議し、その後、(1)か
ら順に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、そのように進めてまいります。

(3) 認定第1号、平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の認定に
ついてを議題といたします。

最初に、辰巳代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員皆さんから意見書についてお尋ねしたいことがありましたらお受けしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように進めてまいります。
辰巳代表監査委員から審査結果に基づき、ご報告をお受けいたします。 辰巳代表監査委員。

代表監査委員 それでは、平成18年度斑鳩町水道事業会計決算審査意見を申し上げます。既に手元にお持ちだと思いますが、ただ今申し上げました決算審査意見書の記載に従いまして、若干補足を加えながら説明申し上げたいと思います。既に委員の皆さん方にはこの審査意見書に目を通してきてもらっているという事を前提で説明させていただきたいと思います。

まず審査の概要でございますが、1ページ記載のとおりでございます。去る5月18日に終日、水道事業部の方へ監査委員2名と事務局書記1名と共に往査に参りました。そこに書いてありますような記載どおりの監査手続きを実施いたしました。審査の期間は5月18日から28日までとなっておりますが、往査いたしましたのは18日のみでございます。その後分析あるいはコメント、説明、それから結論の作成に要した期間を表しております。この2ページから7ページの中段までのいろんな説明、あるいは数字、あるいは後ろの方の9ページ以下の作表、この辺は監査委員の監修のもとに事務局において作成したものでございます。7ページの真ん中以下のむすびの部分は監査委員の手による審査の結論でございます。

審査の結果でございますが2ページの上段に書いてありますように、ちょっと読んでみます。審査の結果、審査に付された平成18年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成されてお

り、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。公営企業でございますので関係法規に従わなければならないのでございます、具体的な決算のいろんな手続きにつきましては、細かい規定はございません。一般に公正妥当な会計の基準に従わなければならないという事になるわけでございますが、そういった公正妥当な会計基準に従って作成されております。また、これ以外にですね、監査を実施いたしました範囲内において、内部統制面での問題点は特に指摘するような問題点はございません。不正あるいは誤謬、そういったものもありません。それらをまた発生するようなリスクも特に認められないというふうに認められました。

次に事業の概要以下でございますが、まず2ページ真ん中、収支の状況でございます。そこに書いてあります損益計算書のまとめは、税抜きで集約をしたものでございます。営業収益というのは一般の事業会社でいうところの売上高でございます、そこで2年分比較して書いてありますが、平成17年度に比べまして588万円程の営業収益が減少しております。やや下がってきておる、前年は613万円の減少でございました。相変わらず、わずかずつですが下落傾向が続いております。下落幅につきましては、ほぼ同じくらいかなというところでございます。この中身につきましては、後ろの方に損益計算書がありますが、詳しい決算書は別に水道の方で作っております、決算書がありますのでそっち見てもらったら分かりますが、給水収益で952万円の減少がありました。それ以外の営業収益が若干増えてトータルで588万円の減少となっております。その前の年も給水収益は849万円、16年度から17年度にかけて減少してきておりますが、年々減少傾向、この前からずっと減少しておりますが、やや減少幅が若干増えたかなという感じがいたします。これは、後ろの方に書いてありますが、いろんな節水意識が高まっているという事もあるんですが、いろんな新しい器具が開発されて、それらのメーカーが色々なPRしたり、いろんな普及の啓発をしたり、そういった影響ではないかと思われま。企業経営という面から見ますと、給水収益下がって

るという事は経営面では収益を圧迫するという事になって、苦しくなっていくという事には違いないんです。しかし水の使用量が減っているという事は資源の有効活用という事になっていくわけで、社会全体としては望ましいところであろうかと思われまます。だからといって給水収益下がって、水道経営が苦しくなって、だから料金を改定して値上げしなければならない、そういった事があってはならないというふうに思います。値上げで賄わずに企業努力で維持をしていくという事ではないかなと思います。営業費用につきましては、これは逆に1,514万円の増加でございます。これは修繕費の853万円の増加、あるいは県水の受水費795万円の増加等が、その他の若干増減もありますが、そういったものが増加しておるのかなと。前年度が異常渇水対策で県水の受水量が少なかった、特にそれを減らした、減らさなければならなかったというような事がありまして、当年度はもとに戻ったという事で、受水費が増えておるという事でありまます。それから営業外費用につきましては、企業債の利息が減ってきておりますので、534万円減少しております。そんな事で営業収益が減少、営業費用は増加、しかし営業外費用が若干減っていることで差引き前年度は5,421万円、当年度は3,707万円という利益になったという事でございます。今申し上げました前年度はそういう異常的な要因があつて利益が出た、かなりの利益が出てしまったという事、当年度が正常に戻ったというふうに言えるのではないかな。しかしまずまずの好決算、一般に見れば好決算かなと思います。

次に3ページの方でございますが、収益的収入及び支出についてでございます、これは予算の執行面でございます。予算の執行がどうであつたかという事ですが、収益的収入、支出につきましては収益につきましてはそこに比較表がありますように2,150万円予算に対しまして未達、要するに予算より少なかったという事、前年度が1,758万円足りなかったという事で、ややこれが見込みより増加しておる、達成出来なかった。しかし収入予算というのはあくまでも見積りでありまして、可能な限り正確性を要しますが、若干の差が出ててもや

むを得ないのかなというふうに思われます。収益的支出、費用の方でございます。これは不用額が5, 976万円でございます。前年度が6, 771万円でございます、不用額は795万円減少しております、少し減ったかな、しかしまあ不用額が多いことには間違いない、これは毎年こういう事を申し上げているんですが、本当は不用額が少ない予算を編成していく、もし足りない時には予算を補正するというのが望ましいのです。しかし運営する方にしますと予算が多い目の方が運営しやすいという事になるんですが、なるだけ辛い予算でいってそれを、その予算を厳守するという事が本来であろうかと思えます。そういう風に万が一超過支出が生じ、予算額以上になれば補正するという事を目標にされたいなと思えます。それから3ページ下の方、資本的収支、これは収益的収支というのはどれだけ売上があったか儲けがあったか、どれだけ経費がかかったかという事ですが、資本的収支というのはどれだけそういう資本、要するに儲けでない収入、どんなけあるのか。資本金ではありませんが資本金に近いようなものがどれだけ入ってきたか。そしてまたそういった支出関係、あるいは企業債の償還、そういった資本関係の支出がどれだけあったかという事を資本的収支と言っているようではありますが、どれだけの資本を調達してどれだけ設備にまわしたかという事でございます。資本的収入につきましては172万円の予算超過、要するに達成しておるという事でございます。前年度は3, 793万円の未達でございましたから、今年度はほぼ予算どおりの収入があった。それから支出の方は4, 385万円の不用額が出ております。これは前年度が6, 019万円の不用額でございまして、不用額の方も減ってきておる。資本的収支はそこに書いてあります、それを収入から支出を引いてもらいますと1億8, 619万円、支出の方が多いという事でございます。しかし、そこで企業債が6, 970万円調達しまして企業債の償還が1億4, 232万ほど返しておりますから、差し引き企業債は、要するに借金ですね、7, 262万減少しております。その資本的支出の方は1億8, 619万多いんですが、その中に7, 262万円借金を返したという、そ

れを差し引きしますと1億1千万円程という事になるかと思いますが、1億1千万円はその当年度利益の3,707万円、それから当年度経費に計上しております中で減価償却費が1億2,875万、合わせて1億6,582万円の資金の調達、自己金融資金で賄っておりますので、それよりはるか下回る金額で資本収支上何ら問題はないかというふうに思います。

4ページ真ん中、設備の状況でございますが記載のと通りの設備投資が執行されております。設備の更新につきましては必要な時期・場所の設備更新をするという、そういったところ、多少もう少し明確にというような事を申し上げておったのですが。ただ工事のタイミング的な問題だけでありまして、それ以外に特に特段の不要な設備の改修を行ったといったそういった問題は、不当な問題があったわけではございません。それから4ページ下の方、業務の執行状況でございます。当年度も書いてありますように給水戸数は85戸純増がありました。前年度が82戸増加しておりまして、ずっと増加傾向が続いております。しかし総給水量は下がっていったという事で1戸あたりはかなりの減少になっているという事で、1戸あたりの給水量ははかなり減ってきているということです。

それからその次のページ、5ページの真ん中の辺りに実績、平成16年から18年までの比較を書いておりますが、今申し上げたようなところがこの辺にも書いてありますが、有収率、要するに水を供給してどれだけ収入に結びついて、どれだけ漏水だとかいろんなそれ以外の料金にならなかったようなものを除いて95.6%の有収率でございまして、これは年々上がってきておりまして、去年は若干一昨年に比べると下がっておりますが、95.6%、95%の大台に達しております。県下平均なんかには比べるとかなりいい数字のようでございます。これ以上はあるのかなと。これ以上なんぼ力入れてもどれだけ上がるか、それよりも下がらないように注意していくべきではないか。有収率につきましてはいろいろな水道の工事を行うとか、あるいは事故があったりすると下がる事もあるそうでございます。若干の数字はい

ろんなそういった原因で上がったたり下がったりするという事で、あんまりわずかなものは、やいやい言う事ではなかろうかと思われま

5 ページ (4) 経営成績、これは一年間どういうふうな、先ほど収益的収支のところ、収益的収入・支出ところで若干申し上げたところでございます。一年間の成績でございます。経営の成績でございます。9 ページに比較損益計算書が出ておりますが、その計算書を見ていただければ、だいたい一年間の成績は出ておるわけでありま

すが、先ほど申し上げましたように給水収益は減少、営業費用は増加、それから営業外費用は減少というようなマイナス、マイナス要因、それからプラス要因でやや前年より当期利益は先ほど申し上げたように下がった。しかし、そこの比率という所を見てもらいますと、前年度は売上高利益率7.2%という異常な高い数字になっております。当年度は5.0%、当期純利益の比率、売上高純利益率5%、一般の財務分析の数字から見ますと低くもないし、高いともいえない、程よい数字であろうかというふうな数字になっております。しかし、企業債利息、支払利息が去年より500万円ほど減っておりますが、依然として6,439万1千円、営業外費用のところ支払利息が6,439万1千円、これを売上高、営業収益で割ってみますと8.7%の支払利息の、支払利子率という事になりまして、通常

の企業会計から見ますとこれはかなり高い数字になっているという事です。かなり企業債の償還は進んでおりますが、借金は経営を圧迫するという事で、資金は現在3億ほど持っておられるので資金繰りに特に問題はありませんが、借入金、もう3億返そうと思ったら返せん事はありませんが、これは企業債の約定で一時償還出来ないという事で、そうもいかない、企業債を減らしていくというのは検討課題かなというふうに思います。

それから次に6 ページ、(5) 財政状況、これは期末現在でどういったようなところから資金を調達してどんなように運用されているかという、10 ページの比較貸借対照表を見てもらったらいいわけ

でございますが、一番下のところ、負債プラス資本合計64億4,549万9千円、要するに総資本が64億かかっていると、かなりの規模の事

業体でございます。去年が62億余りでございましたから、2億近くまた資本規模が、事業規模が膨れあがっておるという事でございます。しかし自己資本がその中、自己資本金という真ん中の少し下のところ、6億2,200万円、自己資本6億円、それから資本剰余金、真ん中の下から2つ目でございますが38億3,000万円、それから利益剰余金が1億、合わせて45億3,000万、これが純資産、自己資本でございます。総資本の64億のうちに45億自己資本という事で、そこでは借入資本金も資本に入れております、借入資本金は公営企業会計では資本に入れております。これは本当は負債でありまして自己資本とは言えない、それを除きましても45億3,000万の自己資本がありまして、総運転資本の64億に比べますと自己資本比率は70%、前年度が69%でございましたので、70%、さらに1%上がってきておる、公営企業でございますので何ら問題はありません。通常は自己資本比率が60%を超えているような企業は絶対潰れないと言われる、一般事業会社ではそういう風に言われております。そのような自己資本比率の高い企業、経営組織でございます。借入資本金は前年度は18億3,000万、今年が17億6,000万という事で7,000万円ほど借入金は減少しております。これは平成19年以降の長期財政収支の見通しによりますと、平成20年、21年は若干企業債をまた起債なさるようでございますが、それ以外はほぼ年々、1億円程度の企業債の償還が進むという事で、どんどんどんどん徐々に減っていきます。しかし、いろんな設備投資にも資金が要りますので若干借換えをしていかないと、資金が枯渇するかも分からないという見通しでございます。去年も申し上げましたが総資本64億で営業収益が7億という事で、総資本の回転期間は8.7年かかる、8年8ヶ月かかる、非常に経営効率から言うと効率の悪い経営という事になるかなと思われまします。それ以外の点については、特に申し上げる事はございません。

それから6ページ中段、キャッシュフロー分析でございます。これは、11ページキャッシュフロー計算書を見てもらいますとどんな資

金繰りであったか、一年間の資金繰りがどうであったかという事を示してあります。これは、営業活動によるキャッシュフロー、これは要するに事業を経営する事によってどれだけ、営業の利益からどれだけ稼いだか。それから投資活動によるキャッシュフローというのは、どれだけ設備投資にまわしたか、という事でございます。要するに当年度は営業で2億1千万ほど資金を稼いで投資活動に3億ほど資金を使った。差し引き9,200万円ほど資金は通常の状態では出ていってるんです。それを財務確保、要するに資本調達で埋めるという事になっておるわけでございます。財務活動によるキャッシュフロー、これで資金を埋めている。通常フリーキャッシュフローが多いほど資金繰りは楽だという事になるんですが、当水道会計はフリーキャッシュフローはマイナスになるという事でございます。財務活動で1億2,800万円の資金流入しておりますが、差引き9,200万円の資金不足を1億2,800万円資金調達して3,600万円資金はプラスに、前年に比べて3,600万円資金は増えているんですが、前年度が2,900万円の増でほぼ横ばいとなっております。毎年申し上げているような事だと思うんですが、その中で財務活動によるキャッシュフローの真ん中のところで工事負担金の増加額、1億3,795万2千円というのが表われてますが、これはいろんな工事負担金、例えば公共下水道に伴う配水管の更新なんかは下水道会計の方から工事負担金が、町の方から出てまいりますので、そういったものの資本の増加という事、あるいはまた新規に給水をする家庭からは、要するに初めて給水受けられる時に加入金を払います。その一部を営業利益、一部を資本にまわしてる。これはそういった今の工事負担金もそうなんですが、これを資本と見るか利益と見るか、これはいろんな会計理論上、考え方がありましてこれを利益だと見る考え方もあります、資本だと見る考え方もありますが、これを全部利益だとみるとかなりの利益があがります。これは利益であっても間違いがない、これは返す必要がない、負担金と言うけれどもこれはもらいっきりで返さない、それを利益とみると費用にそれだけ使ってしまうだろう、本当は資本不足を補充す

るために補てんした負担金であるのにそれを利益とみたら使われてしまうと具合悪いという考え方から、そういうものは資本としなければならないという一つの会計理論のそういった考え方、それに則ってこの公営企業会計も多分資本に入れなさいという事にしてるんだらうと思います。これは本来返す必要がないので、利益とみる見方も出来ない事はありません。これを利益と見たらものすごく留保資金は余っているという事になります。そういった見方によっては利益は論者により、そういった事が変わると。

それからその次7ページ(7)損益分岐点分析でございます。これは12ページに損益分岐点分析表が書いてありますが、これがどれだけの売上高、どれだけの営業収益があると収支差引き損益ゼロになるか、なんぼより下がったら赤字になりますよ、なんぼより上の売上げがあつたら黒字になりますよ、という儲かるか損するかの分岐点ですね。そこの説明に書いてありますように当年度の損益分岐点は6億3,800万でございます、6億3,800万以上の売上げ、営業収益があると、水道事業会計は黒字、それより少なかったら赤字になりますよというような分析でございます。これは前年度6億1,700万円でしたので若干上がっております。しかし、先ほどの点、前年度は異常値、要するに渴水対策、県水の受水を減らして自己水、井戸で汲み上げる自己水が増えますと利益が増えます。自己水が減って県水が増えますとそれだけ利益は減ります。利益率が低くなる、だから県水の受水量多かったら利益は減るし、少なかったら増える、前年度は県水のもらう水の量が渴水対策で少なかったという事で利益が異常に出たという事でございます、それを県水は契約で年間なんぼ取るというふうに決まってるようでございます、それを前年度は契約どおりとってたとすると、かなり費用が増えておりまして、それを修正するとそこに書いてありますように、去年の損益分岐点は6億3,400万円に上がるわけでございます、それからみますとほぼ横ばいで何も特にかわったという事にはならないと思います。そこの真ん中あたりに書いてあると思うんですが、なお加えるならば、固定費がほぼ横

這いで推移しているにもかかわらず、損益分岐点が上昇傾向にあるのは、給水量の減少により年々立法メートル当たりの供給単価下落が続く、要するに節水で皆さんお水をお使いにならなかつたら、各家庭の使用量が減ると、そうすると非常に低い部分は料金が安いのかな、そういう事で全体の平均としては単価が安くなる、そういったものが影響して固定費が下げておられるのに損益分岐点はその割に下がらない、いろんところでそういった影響が出てきておるといふ事かなと思います。

それから最後3. むすびでございます。ちょっと読んでみます。「当年度水道決算は、前年度のような好業績ではないものの、売上高純利益率が5.0%とまずまずの決算であった。減益の最大原因は、前年度は渇水対策に伴う県水の制約が生じ、対県受水契約量をかなり下回る受水量に止まった為、自己水比率が高くなり、その結果全体の給水コストが下がり、当年度はそうした特殊要因もなかったことによるものであり、言い方を変えれば極めて通常の経営に戻った状態による決算であった。」今年の決算額が通常であろうといふ事でございます。それから、「今後の水道事業経営については、現状の経営環境に著変が起きない限り当面安定した状態が続くと見られるが、将来長期に渡って住民に安価で良質の水を供給し続ける為には、それなりの布石を絶えず打っておかなければならない。ところで、一般に経営の目的は終局的には企業維持にあるとされており、したがって、その為には利益を捻出しなければならない。企業利益は、そうして企業を取り巻く多くの人々に幸福をもたらす為に企業維持を計る源であって、必ずしも資本家や経営者の利潤をもたらしたり欲求を充足するものでない。こうした経営学的論理に照らして考えれば、水道事業経営は安定した利益と、それを基にした特に長期的企業維持による、前述のように良質水を現行価格維持で供給すること、或いは価格引き下げまでも視野に入れた事業運営の経営理念を持つべきであろう。」要するに、利益は何かといふ事なんです、事業経営の目的は利益といふことになるんです、経営学という理論があるんですが、経営学でいきますと企

業利益というのは利潤追求みたいだけど、中小企業経営者であるとかあるいは個人事業者の場合は利益、要するに儲け、これは己の資産を蓄積する、あるいはそれによって自己欲求を満たす、あるいは名誉、そういった考え方が多いかと思いますが、そんな個人が利潤を得て自分が富を蓄積する、そういったものは科学、サイエンスとして成り立たないわけでありまして、あるいはまた考え方、イデオロギーによっては利潤というのは搾取やと、資本家が労働者を搾取するもんだという考え方もありますが、そういったイデオロギーは別にしまして、経営学で利益と言うのは何かと言うと、経営者は決してそういった利潤、最終利益を目的としない、目標としてるのはどこまでいっても企業を維持していく、永久に企業は潰れない、人間は死にますけど企業は永久に存続するという前提で経営を行う、そこが経営の目的でその為に利益を得るんだという風に経営学では教えております。そのために企業維持をしなければならない、企業維持をするためには利益を出さなければならない、利益を出す事によって従業員にはよそより高給を払ってやり、あるいは研究開発をしたり、あるいはまた広告宣伝をして取り扱ってる商品のPRして普及をさせていく、あるいは省力化投資をして事業の競争力を高めたい、そのために全てやっぱりそれに必要な利益を稼ぎ出さなければならない。そしてそういったものに資金を使って、最終的には利益、収益、収支とんとんあるいは損益ゼロでもいいんだ、それよりそういったものに投資をしていくための利益がまず必要だと経営学では教えるんですが、そういった意味から利益と言うのは必要である、資金が要る、そういった為に利益を出さないとけないという事になるんですが、そういった為に当水道事業でもやっぱり将来的にも経営を安定さす、水道料金を引き上げなくてもいいようないろんな手を打っていく。あるいは場合によっては価格を引き下げて安い料金で水を供給できる、そのためにある程度の営業成績を上げてそういった手を打っていかなければならない、という事です。ただし水道事業は公営事業でございまして、あんまり利益が出るという事はその負担は全て住民が負担するわけでありまして、利益が多す

ぎてもいいというものではありません。その辺の兼ね合いをどう考えるかという事でございますが、しかしだからといって、不合理な経営をして赤字を出せば、これもまた料金にはね返る、やはり効率的な経営をしていって、そして利益も出して、料金アップをしないように、要するに厳しい管理の下、目標を設定して厳しい管理の下にそれを達成するのに管理をしていく、そして適正料金で再投資に使えるような利益も出していく、捻出していく、そういった経営であるべきではないか、そういった意味の事をここに書いたわけでございます。そういった意味から当期利益売上高5%くらいの利益というのは、ほどほどの利益で何が適正で何が理想かという事も言えませんが、そういった面から結論としてはいい数字ではないかと感じられます。

それから、最後のところでございます。公共料金の納入については、町税や国民健康保険税の徴収と同様、ままたらぬ面も多く、何時の時代においても答えは見当たらないものである。水道料金の調停と納入方法、滞納者への督促手続き等には幾通りか考えられるが、どのような方法によっても完全に滞納の解消に至ることは出来ないと思われる。要するに少額であります、長期滞納の方もおられますし、毎月に督促手続きをしないと払われないという家庭が100件かな、毎月そういったものが出てまいります。100件位、何かそういったくらいの数字が出るそうです。これらの家庭に対して督促をする、督促で埒があかなかつたら催告をする、そこから給水の停止の予告をする、そして本当に停止を、実際に停止をされているケースはほとんどないんですが、停止しますよ、停止しますよというふうに、要するに相手に難儀やと思わして払ってもら、そういったものに非常に手数料がかかる、そういった事に非常に日数がかかる、こういった面が非常に不効率ではないか、という事ではないか。そういった給水停止する、実際にはほとんど執ってないんですが、そこまでいく段階をこれは重要な問題、重要な事項ですから、一般の人に、担当者にさすわけにいかない、これはやっぱり管理者、上級管理者、それだけ上席者、課長補佐級以上の人がそれに携わる、非常に高コストのそういった督促手続

きになってしまう。だからそういった意味で、そういった手数をなるだけ、こんなもんゼロにはまず出来ない。しかし、毎月同じようにそういう件数が多いというのは、そういった無駄なコストがかかるという事になるんですから、そういったものは研究していかなければならないかなと、そこに書いてありますように、非常にそういったような、難しい面はあるんですがそういったものの手数を減らしていくというような方法を、もちろん近隣の町村よりうちは一番いいと言われておるようなんですが、どんどんどんどんうちらが更にそれをあげていって、また近隣町村からそういった斑鳩さんは非常に徴収率いいよ、というふうにしていってあげて、滞納額が増えないように粘り強い研究が必要ではないかと思います。そういった事が最後に書いてありますが、あとは特に申し上げる事はありません。若干会計的な面で、量水器、要するに取替資産、取替資産の量水器の償却計算で、古い昔の量水器、これが価額が高かった時代の量水器の取得価額を基にして、取替法の50%償却なさっているんで、やや未償却残高が高くないかという事を申し上げております。それから長期の未収、今申し上げたような未収の給水収益があるんですが、現在給水しながら古い部分だけをお払いにならない、何か理由があってお払いならんような家庭もあるようでございます。何かこれを簡便な処理手続きでどないか処理をしていかなんのやないかというような問題も若干あります。それ以外に特に問題となるような事は、点はございません。従来申し上げてましたような指摘事項もほとんど解消されております。非常に効率のいい管理の下に合理化に取り組みされて工夫されて経営なさっているように思います。どうぞ管理水準を落とされないように、さらなる努力を願って運営なさるように期待いたしまして、決算審査の意見とさせていただきます。

委員長

辰巳代表監査委員におかれましては、大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

ただ今報告を受けました決算審査意見書について、質疑があればお

受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって決算審査意見書に対する質疑を終結いたします。

辰巳、中西両監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。退席の申し出を許可いたします。辰巳、中西両監査委員さんには、水道決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきまして本当にありがとうございました。委員長として心よりお礼申し上げます。

暫時休憩をいたします。

(午前9時49分 休憩)

(午前9時50分 再開)

委員長

再開いたします。

それでは、平成18年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けることといたします。理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、平成18年度斑鳩町水道事業決算書の説明をさせていただきます。まず最初に議案書の朗読をさせていただきます。

(議案書朗読)

上下水道

恐れ入ります。それでは決算書12ページをお願いいたします。ま

部長 ず1. の概況につきまして、朗読をもってご説明申し上げます。(1)
総括事項 ア、業務状況でございます。

(ア、業務状況の朗読)

上下水道 次に、イ、建設改良費につきましては、
部長

(イ、建設改良費の朗読)

上下水道 工事費の増加の主な理由としましては、昨年度と同様、下水道工事
部長 の増による下水道関連工事費の増でございます。なお、14ページか
ら16ページに各項目の工事別に工事、内容、金額、工期等をお示し
いたしておりますのでご参照ください。なお、配水設備改良費は経年
塩ビ管の更新、石綿管更新、下水道関連工事など3億76万7,25
0円、16ページでございます、取水設備費で923万2,650円
で、建設改良工事費合計で3億999万9,900円であります。ま
た、施工にあたりましては、震災等突発的な配水管事故での断水区域
の範囲を出来得る限り縮小するため、管路のループ化及び仕切り弁の
設置等管網整備に努めているところでございます。

それでは、恐れ入ります、12ページにお戻りください。ウ、の財
政状況につきましても朗読をもってご説明とさせていただきます。

(ウ、財政状況朗読)

上下水道 恐れ入ります、次に13ページをお願いいたします。

部長 (2) 議会議決事項でございますが、いずれの議案につきましても
満場一致で議決またはご承認いただいております。

(「谷口部長、座ってください。」との声あり)

上下水道
部長

次に、職員の配置状況であります。

年度末で業務が5名、工務給水が4名、浄水で1名の計10名で、合計は前年度と同様であります。業務関係と工務給水関係で1名ずつの増減がございます。なお、臨時職員は3名であります。

次に、17ページをお願いいたします。業務量に関する事項の説明をさせていただきます。行政区域内人口につきましては、28,641人で前年度より49人の減であります。年度末契約件数につきましては、10,073件で前年度より85件の増加であります。年間総給水量につきましては、節水器具の普及並びに住民の節水意識の向上などにより、前年度より87,662 m^3 減少の329万5,485 m^3 であります。県水受水量につきましては、前年度より54,820 m^3 増の221万 m^3 であり、年間有収水量は昨年度より29,367 m^3 減の314万9,886 m^3 、有収率は前年度に比べ1.6ポイント上がり、95.6%でございます。有収率につきましては、水道経営、特に給水原価に大きく左右されることから、漏水調査を毎年度実施し、漏水箇所の早期発見に努めた結果、以前は全国平均値を下回っていましたが、近年は全国平均を上回る約94から95%前後で推移いたしております。今後におきましても、引き続き漏水調査を実施しながら、漏水箇所の早期発見、早期補修に努め、有収率向上に努めてまいり所存でございます。本日配布の資料の2-3に、平成12年度からの1戸当たりの口径別使用水量の推移及び、給水収益の推移をお示しいたしております。各口径ともに、平成12年度との比較では約10%減少しております。

また、恐れ入ります、17ページにお戻りいただけますでしょうか。

給水単価であります。前年度とほぼ同程度の1 m^3 当たり消費税抜きで226円05銭であります。給水原価につきましては、1 m^3 当たり消費税抜きで227円32銭であります。

19ページをお願いいたします。

④に給水原価構成をお示しいたしておりますが、構成比率が最も高いのが、4行目の受水費で44.8%となっております。1行目の人

件費は12.3%、6行目の支払利息は9.0%、7行目の減価償却費は18%となっております。

次に、18ページの(2)事業の収益及び費用に関する事項でございます。

まず、①水道事業収益でございますが、前年度より702万611円減の7億5,915万5,996円であります。主なものでは、営業収益の給水収益では952万5,855円の減少の7億1,203万500円でございます。営業外収益は前年度より112万8,002円の減額であります。雑収益は、職員の駐車料金及び入札の閲覧金が主なものとなっております。

次に、②の水道事業費用は、前年度より1,014万6,242円増の7億2,208万5,675円であります。営業費用では、前年度より1,514万7,556円増の6億5,630万7,409円でございます。主なものでは、原水及び浄水費では、県水の受水量の増加により、前年度より1,211万2,365円増の3億8,608万6,593円でございます。配水及び給水費では、職員の配置転換による人件費等の増加により、1,144万3,602円増の6,730万6,690円でございます。減価償却費では、ほぼ前年度並みの1億2,875万4,127円、資産減耗費では197万2,005円増の601万89円でございます。営業外費用は支払利息の減少により、前年度より534万5,147円減の6,479万1,280円でございます。雑支出につきましては、昨年度より25万3,831円増の40万152円で、これは消費税の3条特定収入分でございます。特別損失の過年度損益修正損では、過年度分水道料金徴収不納欠損及び過年度分調定減分で98万6,986円あります。

24ページから26ページにおきまして、平成18年度の収益的収支明細書を添付させていただいておりますので、またご参照いただけますでしょうか。

それでは次に、20ページからの会計であります。

まず、(1)固定資産の取得であります。主なものでは構築物の管

工事については、総延長4,360mで2億5,607万円の取得でございます。建設仮勘定については、587万3,000円であり、その内訳につきましては、29ページをお願いいたします。下の方に建設勘定の内訳を減少分と増加分として事業名と場所、金額をお示しいたしております。増加分といたしまして、龍田西3丁目地内、大字目安地内分の設計及び調査業務で、合計587万3,000円でございます。

恐れ入ります、次に21ページの重要な契約要旨であります。1千万円以上の契約は14件、全て入札により契約を行いました。

次に22ページをお願いいたします。22ページの企業債及び一時借入金の概況でございますが、前年度末残高が18億3,453万1,192円、本年度借入高が6,970万円で、内訳といたしましては借換債で2,970万円、資金対策として4,000万円であります。本年度償還高は1億4,231万7,662円で、本年度末残高は17億6,191万3,530円でございます。

なお、30、31ページをご覧くださいませでしょうか。

企業債の明細をお示しいたしております。公営企業金融公庫分でございますが、7%以上の金利分について借換えにより無くなりましたが、まだ旧大蔵省分で7%を超える分がまだ残っております。

それでは、22ページにお戻りいただけますでしょうか。

本年度中におけます、一時借入金はございません。

(4) その他の会計処理に関する事項について、でございます。(ア)は、消費税の関係であります。確定消費税額は960万9,500円であります。参考資料2-1でございますが、消費税の試算表を添付いたしておりますのでご参照願います。(イ)は、町の一般会計からの補助金の充当であります。(ウ)は、減価償却の会計処理方法、(エ)は、引当金の計上、(オ)は、たな卸し資産の評価基準及び評価方法について記載いたしております。

以上が概況の報告でございます。

次に、諸表の説明に移らせていただきます。まず、2から3ページ

をお願いいたします。収益的収入及び支出についてであります。

まず、収入の水道事業収益では、最終予算額8億1,695万8千円に対しまして、決算額7億9,545万7,457円、差し引き2,150万543円の減額となっております。第1項の営業収益で予算額8億45万円に対しまして、決算額7億7,924万7,805円、差し引き2,120万2,195円の減額。第2項の営業外収益では、予算額1,650万7千円に対しまして、決算額1,620万9,652円で差し引き29万7,348円の減額。第3項の特別利益では、予算額千円に対しまして、決算額0円でございます。

次に支出でございますが、最終予算額8億1,262万7,000円に対し、決算額7億5,286万3,630円で5,976万3,370円の不用額となっております。第1項の営業費用では、予算額7億2,684万8千円に対しまして、決算額6億7,782万6,670円で差し引き4,902万1,330円の不用額で、不用額の主なものは県水受水費、減価償却費、動力費であります。第2項の営業外費用では、予算額7,462万9,000円に対しまして、決算額7,400万628円で62万8,372円の不用額となっております。第3項特別損失では、予算額115万円に対しまして、決算額103万6,332円となっております。第4項の予備費1千万円につきましては、執行いたしておりません。

次に4～5ページの資本的収入及び支出でございます。

資本的収入で最終予算額2億6,582万2,000円に対しまして、決算額2億6,754万9,100円で172万7,100円の増でございます。決算額の内訳といたしましては、第1項の補助金で4,698万3,000円で、第2項の工事負担金では、1億5,086万6,100円、第3項の企業債では、6,970万円であります。次に資本的支出では、最終予算額4億9,760万5千円に対し、決算額が4億5,374万6,172円であり、不用額は4,385万8,828円あります。内訳としましては、第1項の建設改良費では、3億1,142万8,510円、第2項企業債償還金では、1

億4, 231万7, 662円であります。また、表の欄外に明記しておりますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8, 619万7, 072円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額538万8, 805円、損益勘定留保資金1億8, 080万8, 267円で補填したところでございます。

次に6ページの損益計算書のご説明をさせていただきます。

1. の営業収益は、給水収益、受託工事収益、その他営業収益の合計で、7億4, 298万3, 626円、2. の営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費などの合計で、6億5, 630万7, 409円で、差し引き営業利益は、8, 667万6, 217円でございます。次に3. の営業外収益は1, 617万2, 370円で、4. の支払い利息等の営業外費用は6, 479万1, 280円で、差し引きいたしますとマイナス4, 861万8, 910円となり、営業利益から営業外損失を差し引きしますと、経常利益は3, 805万7, 307円でございます。

次に5. の特別利益は0。

次に6. の特別損失でございますが、水道料金徴収不納額等で98万6, 986円となります。こうしたことから、当年度純利益は3, 707万321円でございます。前年度繰越利益剰余金は2, 652万9, 954円であり、結果として当年度未処分利益剰余金は6, 360万275円となりました。

次に7ページでございます。剰余金計算書でございますが、減債積立金で2, 195万円処分し、残高0円、利益積立金で750万円、中ほどにございます当年度未処分利益剰余金は、6, 360万275円、一番下にございます翌年度繰越資本剰余金は、工事負担金、国庫補助金、受贈財産評価額の合計で、38億3, 099万4, 208円でございます。

それでは8ページでございます。8ページの剰余金処分計画案ですが、当年度未処分利益剰余金6, 360万275円のうち、約20分の1の320万円を減債積立金及び、利益積立金として積立て、さら

に3,000万円を建設改良積立金として積み立てたいと考えております。

その結果、翌年度繰越利益剰余金といたしまして、2,720万275円となる処分計画でございます。

次に、9～10ページ、平成19年3月31日現在の貸借対照表でございますが、まず9ページの資産の部でございますが、有形固定資産の合計額は、中段でございますように、59億4,222万9,743円となっております。明細につきましては28～29ページをご参照いただけますようお願いいたします。次に、無形固定資産として25万500円であり、そうしたことから、固定資産合計は、59億4,248万243円、次に流動資産でございますが、現金及び預金が3億6,036万2,884円、未収金は1億3,552万9,183円であり、この内訳につきましては、37ページをご参照いただけますようお願いいたします。

引き続きまして9ページでございますが、貯蔵品645万4,328円、そして前払い金67万2,000円、これらを合わせまして流動資産合計で5億301万8,395円となり、資産合計が64億4,549万8,638円であります。

次に10ページをお願いいたします。負債の部でございますが、固定負債として、修繕引当金40万円、これは第1浄水場の活性炭入替えのため、平成15年度から毎年度200万円を積み立てており、3池のうち2池の活性炭入替えを行った残りでございます。次に、流動負債ですが、未払い金は、1億2,398万8,265円となっております。この内訳につきましては、37ページをご参照いただけますようお願いいたします。前受金は、27万7,269円、預り金といたしまして391万1,645円、これは出納事務取扱金融機関及び検針業務委託業者からの担保として、それぞれ10万円、下水道料金預り金並びに雇用保険の預り金でございます。これらを合わせまして、流動負債の合計が、1億2,817万7,179円であり、負債合計では1億2,857万7,179円となります。

次に、資本の部でございますが、自己資本金6億2,291万3,446円、これは水道が一般会計から企業会計に切り替わった時の分を資本金に充当されているものに、一般会計からの出資金及び積立金処分別を加えたものでございます。さらに借入資本金として、企業債17億6,191万3,530円であります。こうしたことから、資本金合計は23億8,482万6,976円となります。次に剰余金でございますが、資本剰余金として、先ほど7ページでご説明させていただきましたとおり、工事負担金等で合計38億3,099万4,208円で、利益剰余金といたしましては、利益積立金750万円、当年度未処分利益剰余金6,360万275円であり、利益剰余金合計では、1億110万275円となります。そうしたことから、剰余金合計では、39億3,209万4,483円でございます。結果、資本合計は、63億1,692万1,459円となります。負債・資本合計といたしましては、64億4,549万8,638円となります。

次に、38ページをお願いいたします。

内部留保資金明細書でございますが、これはいわゆる企業の運転資金と言われるものでございます。このページ中ほどにあります合計欄にありますように、前年度からの繰越額3億8,959万3千円で、当年度発生額は1,475万2千円の減額となり、翌年度繰越額は、3億7,484万1千円となりました。

次に、39ページでございます。水道経営状況の推移分析に参考といたしまして、過去5年分を累年別の損益計算書を、40ページをお願いいたします、40ページには累年別貸借対象表をお示しいたしておりますので、経営分析のご参考にしていただきますでしょうか。また、41ページ以降には、主な経営の分析比率表をお示しいたしております。右端に全国平均の数値を掲載いたしておりますのでご参照いただけますでしょうか。特に、資料2-3でございます。本日のお手元に添付いたしております資料でございます。18年度水道会計事業決算資料というのを添付いたしております。平成18年度水道事業会

計決算資料でございます。特に資料2-3をご覧くださいませうか。

1戸あたり使用水量では、各口径ともに平成12年度より毎年度減少傾向になっており、給水収益では、平成12年度より約5,000万円程度の減少となっております。

恐れ入ります、次の資料2-4でございます。石綿セメント管の改良状況でございますが、平成18年度では2,062mを改良し、平成19年度では643mを予定いたしております。

次に、資料2-6をお願いいたします。A3の折りでございます。財政推計表でございますが、平成29年度まで推計をいたしております。中ほどになりますが、収益-費用の欄をご覧くださいと思います。ちょうど表の真ん中あたりにございます。

平成16年度に約2,930万円の利益となり、平成17年度におきましては約5,420万円の利益となり、平成18年度は約3,700万円の利益が発生いたしております。推計では、平成18年度以降も当分1,000万円程度の利益で推移すると予測いたしております。一方、資本的収支は下水道関連工事、石綿管や塩ビ管の改良費用などで費用が発生し、一番下の行の運転資金としての当年度補填財源は減少傾向となっております。

これらのことから、現段階の財政推計では、物価の上昇が無く、県水の値上げがないと仮定した場合、本町の水道事業は安定的に推移すると考えられます。

以上で、平成18年度斑鳩町水道事業会計決算のご説明とさせていただきます。

最後に水道事業は住民の日常生活に欠かせない事業であり、今後も水道企業の使命でございます安全で安定的な供給に努めたいと考えております。一方、給水収益が減少傾向にある中で経営の効率化を念頭におき、健全な水道企業会計運営に努めてまいり所存であります。また、住民への情報提供につきましては、予算・中間・決算の状況と共に水質のデータも広報紙を通じお知らせしているところでございま

す。

以上で、平成18年度斑鳩町水道事業会計決算のご説明とさせていただきますが、本決算の認定につきまして、よろしくご審議賜りご認定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 ここで休憩いたします。40分まで休憩いたします。

（ 午前10時28分 休憩 ）

（ 午前10時40分 再開 ）

委員長 再開いたします。

初めに先程報告ありました中で、訂正がありますので、部長の方からお願いいたします。

上下水道
部長 決算報告書の13ページでございますが、13ページの(3)職員に関する事項の表中、小計欄でございます。上から10、2、1、10となっておりますが、小計欄部分の10、2、1を2に訂正お願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員 ちょっと2、3お伺いします。

経年塩ビ管並びに石綿管の改良工事で、進捗状況を石綿セメント管改良状況ということで説明受けたんですけれども、これ経年塩ビ管、石綿管の改良工事をすると計画されている全体的なメーター数から見ますと、今、進捗状況はどのようになっているのか。また、今後改良工事をするのにおよそどれ位の金額を必要とするのかという点をお伺いします。

上下水道 まず、石綿セメント管の残っている主な地域でございますが、今簡

部長 単に概要として説明させていただきますと、石綿セメント管につきましては、上水道創設当時に主要管種として町内各所に点在させておりますが、現在、法隆寺南、並松ですね、より斑鳩南中学までの配水管、導水管の口径200ミリが約1,500メートル、次いで、法隆寺東より幸前まで配水管内径75ミリが530メートル、興留9丁目に75ミリが350メートル、目安4丁目に75ミリが340メートルと残っておりますが、まず計画としましては、平成19年度末で、事業費1億5,600万円、平成19年度では643メートルを更新し、予定しております6,000万円で整備する計画でございます。そして19年度末、石綿延長としましては、6,657メートルとなる見込みですが、今後、順次整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

浦野委員 残り、完了するのにどれ程の金額を必要とするのか、それと、経年塩ビ管の方もわかりますか。

上下水道部長 すいません。経年塩ビ管につきましても、残事業費といたしましては、約1億2,300万円を計画して、更新している計画であります。だいたい延長としましては、だいたい1千メートル、1千2百メートル程度を計画しておりますので、よろしく願いいたします。

浦野委員 わかりました。それとですね、資料2-5で、過年度分の未収金の中で、不明というのはどういう内容でしょうか。

上水道課長 この不明と申しますのは、転居いたしまして、その後、転居先の住所が不明となったものでございます。

浦野委員 それは住所を役所ごとに追っかけていっても不明なんですか。それとも、調べようがないんですか。

上水道課長 水道の使用の申し込みにつきましては、斑鳩町に住所がないという場合についても、給水をいたします。この場合、転居されますと、ほとんど住所がわからないという状況にあるというのがあります。

浦野委員 わかりました。それと、会計決算書の41ページのですね、一番最終に給水原価という欄があるんですけど、先程、辰巳代表監査委員からも説明があつて、だいたいわかるんですけど、全国平均、立方メートルあたり175円という給水原価に対しまして、斑鳩町227円ということで、年を追うごとに、14年度から18年度で見えていきますと、給水原価がどんどん減っているということはいいい傾向なんですけれど、全国レベルに対しましてかなり開きがあると、これ52円ぐらいの開きがあると思うんですけども、自己水と県水との割合が一番の要素やと思うんですけど、これ給水原価をもっと縮めるということで企業会計を圧迫しないように楽になるようにという風な方向付けは今されてるんですか。いわゆる自己水を増やすということは考えられておるのですか。今のままでいこうとされてるのですか。一応聞かせていただきたいと思います。

上下水道部長 現段階、県水だいたい65%と自己水35%、平均その程度の割合で受水しておりますが、そうした中で、一定レベルの県水の方はどれだけの計画給水ということで受水しておりますので、現段階では今の状況で安定した状態で給水していきたいという形になってまいりますので、どう言いますか、これで、出来るだけ給水原価を下げる努力は必要な事は、念頭に置いてやっております。しかしながら、こういった一定の基準に基づきまして受水している以上、こういう形になってくるということをご理解いただきたいと思います。

西谷委員 監査委員さんも触れられていたんですが、この企業債の借入れの明細書の中でべらぼうにその高い利率を変えられないというその国のそのできへん理由というのはどういうことなんですか。

総務部長 借り換えですけども、一般会計もございますので、私の方からご説明させていただきます。まず、公営企業債につきましては、借り換えが認められております。これにつきましては、公営企業債といわゆる縁故債、一般市中銀行については借り換えが認められております。これは、みんなで出資している企業ですし、銀行についてもやはり一定の条件が整ってくれば借り換えはできます。一般の住宅ローンと同じ考え方でいけます。ただ、大蔵省、今の財務省関係、また郵政公社の関係につきましては、やはりその起債の財源が、国債が原資となっておりますので、それを借り換えした時に、どこが損するかと言いましたら、財務省が損するわけなんですわ。財務省が損した時に一般のお客さんが例えば10年償還の国債で発行してやった場合にその損は財務省が負うことになるんですわ。やっぱり10年後の金利は変更できませんので。そういうことで、財務省と大蔵省関係はどうしても高い金利が残ってくるということになってきます。どうしても、これは一般会計も同じなんです。以上で、だいたいの説明で悪いんですけども。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
取りまとめのために暫時休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時53分 再開)

委員長 再開いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時59分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(1) 議案第24号、平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。今西都市整備課参事。

都市整備
課参事 それでは、議案第24号、平成19年度JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

都市整備
課参事 それでは、簡単にご説明させていただきます。去る5月24日に指名競争による郵便入札を執行致しました結果、興留2丁目3番21号、宮崎建設(株)が落札し、7,045万5,000円で契約の議決をお願いするものでございます。その工事概要についてでございますが、お手元に配布させて頂いております資料-1の平面図に基づきまして説明とさせていただきます。それぞれの工種毎に着色をしております部分が今回の整備範囲でございまして、右下に凡例を添付致しております。

まず、茶色の部分でございまして、歩道の整備範囲でございまして、幅員につきましては北側の歩道につきまして3.5m~6.0m、南

側の歩道部分では3.5mで、いずれも石張りによりまして整備を行うものでございます。またあわせて視覚障害者誘導用ブロックを設置いたします。また、資料の右側に詳細図を載せておりますように、安全な歩行者の動線を確保するため、車道部と歩道部を区画する為に、車止めの設置を行い、横断防止機能としてチェーン等の設置を行います。そしてバスの待合付近にはスツール、背もたれのない小さな椅子という事で、13基を設置を考えておるところでございます。

次に青色部分でございますが、広場内の表面排水の処理を行う為、街渠工並びに排水管等を布設致しまして、最終には三代川に放流致します。

続きまして、赤色の丸印につきましては、広場内の照明灯の設置でございます。北側歩道に1ヶ所と南側歩道に2ヶ所、また車道には分離帯に2ヶ所とロータリー付近に2ヶ所の4基の設置と致しております。

そして、緑の部分でございますが、植栽工と致しましてアラカシまた芝生等で植樹を行うことと致しております。

また、交通機能を確保するため、横断歩道より東側には中央分離帯、また西側にはロータリーを設置し、バスやタクシーの乗降スペースの他、タクシー待機スペース等も確保いたしております。尚、広場内の交通安全対策にかかります規制及び誘導線につきましては、警察とも事前協議をおこなっておるところでございます。広場の形態が大まかに整う段階において現状を確認の上、決定されることとなっております。以上が主な工事概要でございます。

また、工事の期間につきましては、議会の議決後225日間で平成20年2月1日を予定致しております。なお、周辺自治会並びにJR利用者の方々には、引き続き工事によるご迷惑をおかけすることとなりますが、工事期間中は特に安全面に対しまして、警備員の配置を行うとともに安全に通行頂けますよう配慮して参りたいと思っております。

以上簡単ではございますが、議案第24号、平成19年度JR法隆

寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒原案どおりご承認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 ちょっと確認させてください。石張り歩道、茶色の部分で示されております、広場と石張り歩道の高さ、落差があるのか。それとまた石張り歩道と駅構内に入っていく部分との接点の落差があるのか、もちろんバリアフリーですから、落差がないという事でいいですか。

都市整備課参事 歩道と車道、あるいは駅前広場との取り合いの段差についてでございますが、全体的にバリアフリー化という事で段差は考えておりません。ただ、バスの乗降にかかる部分でございますけれども、ちょうど右端の、図面から言いますと右側の横断歩道から今現在ハートインでございますけれども、この間で3台のバスの乗降スペースとしております。この分につきましては、道路構造令の基準に基づきまして15センチの段差を設けるという事で計画いたしております。それ以外、広場、車道との段差は通常バリアフリー化で設計いたしております。以上です。

浦野委員 今の現状見ますとタクシーとマイカーの乗り入れとが交錯しているように思うんですけど、その車の流れは考慮されていますか。

都市整備課参事 図面で申し上げますと、東の方向には中央分離帯を設けまして、南側が広場への進入路といたしております。また北側の車線については、東前へ出て行く広場から町道に向かって出て行く道路といたしております。それとロータリー部分、これで転回広場として設置しておるところでございます。また、タクシーの待機スペースといたしまして、ロータリーの中の部分で交通島と言いますか、その中で4台程度の待

機スペースを設けております。以上です。

委員長 他にございませんか。 西谷委員。

西谷委員 今のこの工事の中、現状の今の広さというのか、車が通るスペースというのはい今の現状と同じなんですか、それとも多少は広がるんですか。

都市整備
課参事 今現在、車道の幅員についてでございますけども、北側の歩道が今回茶色の部分と、既に工事を完了してる面を混ぜまして先ほど言いましたように、最大6mの歩道幅員を確保いたしております。それで南側は、3m、中央分離帯設けますんで若干狭くなると思っておりますけども、あくまでも道路構造令を基準といたしました車線の道路構成を行っておりますので、通行には支障ない形で計画いたしております。

委員長 他にございませんか。 中川議長。

議 長 今、色分けしてもろてる石張り歩道と排水施設、照明、植栽と色分けしてくれたる部分が契約金額の7,045万5,000円の工事箇所という事でいいですか。

都市整備
課参事 主な概要はそういう事でございます。それと、全体に舗装、車道の舗装部分でございますが、この舗装も全体的に大型車輛の通行可能な道路構成で、舗装構成で計画いたしております。従って舗装部分全体的にやり変えという事でございます。

議 長 この議案にかかわらずですねんけどね、いつも契約金額とこういう図面出してもろてますけど、細かい詳細な書面出す言うたら、こんな無理な話でんねやろかな。この箇所なんぼ、この箇所なんぼ、この箇所なんぼ、こういう明細でこの金額なってますと云うのは、不可

能やったら不可能でよろしいですね。

都市整備 課参事 ただ今、詳細についてもうちよつと詳しくという事なんですけども、どこまでの詳しい形になるとは思いますが、それが膨大な資料の量が必要となってくると思いますので、概略の説明といたしまして、最低限度の説明配布とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。 吉野委員。

吉野委員 今おっしゃっているんで、図面とこれだけでこの金額ですよ、というのではちょっと不足じゃないかなと思いますね。例えばもっと、それこそ細かい詳細な単価でなくてもいいですから、もう少し説得力のある資料を提出していただかないと、ここで審議したところで、はあ～と言って見ているだけになりますんでね。それと、昨日の本会議でもありましたけども、照明柱という事なんですけども、昨日も先輩議員さんがおっしゃったように、ここら辺が暗いので照度を上げたいという事だったんだろうと思います、質問の内容は。これですと、完成した暁にはどれくらいの、そういう犯罪とか何かにならないような結果になるんでしょうか。

都市整備 課参事 広場内の照明の設定、照度基準でございますけれども、これはJIS規格によりまして、広場の照明基準につきましては2～30ルクスの照明度で推奨されておるところでございます、今回この駅前広場につきましては10～15ルクスの照明の程度といたしております。なお、今工事中でございますので、右端の踏切付近、1ヶ所いま、昨年度の繰越事業で設置しております点灯については、今現在使用しております。その他については、これまた地中配管で電気配線いたしますので、完了後には全体に設置、利用できると。ただ、ちょっと説明で抜けておりますんですけども、今現在の工事の箇所での照明の位置でございますが、18年度の事業でしている中でハートインの、今ちょ

うど案内板を設置しておりますところに1ヶ所と、それと踏切の横断歩道の位置、その2ヶ所が現在もう既に設置いたしておるところでございます。照度については先ほど申し上げたとおりでございます。

委員長 小城町長。

町長 昨日の本会議でのご指摘はこのJR法隆寺駅のタクシー乗り場が、そのところが非常に暗いという事で、私もタクシーの方々からとにかくJR法隆寺駅、夜になったら暗いんですよ、という事で私はこの今の照明とあわせてライトアップ出来るか出来ないかという事も踏まえて検討せざるを得んな、という事も考えておるわけです。恐らく昨日の本会議で質問された方もそういうご趣旨の関係だと思えます。あとは、照明は非常に皆さん方、夜になって帰られるという所は一応照明としての機能は果たしていけるのではないかなと。ただJR法隆寺駅の南口の上の方ですね、JR法隆寺駅の看板が上がってる所に明るさがないと。そしてまた下が、明るさが少ないという事でおっしゃったという事で思っております。

吉野委員 現在のこの工事はちょっと離れます。明るさという点で言いますと、実は昨日の朝の午前3時頃ですね、JR法隆寺駅行ってみまして駅構内はある程度明るさはあるんです。びっくりしたのは、改札口が全部フリーになってまして誰でも通れるようになってるんですね。当然、各路線の下の方にまで下りていけるんです。そうしますと、かなり死角があるんです。死角、照明の死角じゃなくてコーナーの死角ですよ、トイレとか。そうしますと、これ結構明るければ犯罪が起きないかという、どうでしょうか、やっぱり駅構内に関してはJRさんが責任持つという事で改札口も開放されてるんでしょうけども、あれをもうちょっと、心配だなと私思いましたね。同じく明るさの件なんですけども、明るさもありますが、全体的に犯罪を、犯罪と言ったら何ですが不祥事起きないように、交番も今度移転されるそうなん

ですけれども、そういうとこまで考えて照明とかは、考えられたものでできてると思いますけど、また出来た結果をまた見させていただきたいと思っております。

委員長 今のことに對して、答弁。 今西都市整備課参事。

都市整備課参事 特に照明灯の光源につきましては、周辺の拡幅とか、そういうような現場状況を考慮いたしまして、特に誘虫性の少ない変色改善型高圧ナトリウムランプという形を今回選定いたしております。これは、通常の水銀灯のランプよりも温かみのある色彩であります事からこういうものを選定したところでございます。

委員長 他にございせんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
取りまとめのため、暫時休憩いたします。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時17分 再開)

委員長 再開いたします。
議案第24号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。
はじめに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。
西谷委員。

西谷委員 広場工事なんですけど、全体像として広場の前にまずやっぱり駅前の整備、駅周辺の整備計画なんですから、やっぱり道路の確保っていう

のがまず一番最初やと思うんですね。当然こういう工事には、前にも言ったんですが、やっぱり都市計画決定をしてちゃんとした動線を確保する、その事が結果として将来的にもこの道路を、時間はかかろうと必ずその路線によって出来るって言うのは、やはりこれは都市計画決定をする以外にないのではないかなと私は思う。そういう意味では、駅前広場整備そのもの、そのものに反対っていうよりは、駅周辺整備の整備の手順についてやっぱりおかしいと思いますんで、結果としてこの分についてもやっぱり順序が逆ではないかなという思いで反対したいと思います。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。
浦野委員。

浦野委員 それでは、議案第24号、JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

3月10日に駅舎橋上化事業による駅舎、南北自由通路が開通しまして、バリアフリー設備も完備された駅舎橋上化事業が完成した事を大変喜ばしく思っている次第でございます。法隆寺駅は斑鳩町の玄関口としてまちの顔でもあり、やはり世界文化遺産法隆寺をはじめ斑鳩の里を訪れる多くの観光客等を迎えるのにふさわしい駅周辺整備が必要だと以前から私は思っておりました。そこで、南口広場整備は、新しく出来ました南北自由通路とともに連絡をして、まちの玄関口として、広場の交通機能を確保するうえで欠かす事のできない広場であり、その整備内容につきましても安全で快適な歩行者空間を確保した「ゆとりある歩道」が確保されている。それとともに、バス、タクシーなど交通公共機関の利用の利便性にも配慮されたものと思っております。駅利用者をはじめ、地域住民の方々が安心して利用できるものと思慮しているところでございます。いずれにいたしましても、駅舎橋上化事業が完成した事を受け、早期に交通広場としての機能を確保する必要があるという事は、誰もが認めるものであり、本町の大規模な

プロジェクト「JR法隆寺駅周辺整備事業」の根幹的要素の事業の中、緊急性の高い事業であると考えるところでございます。また、JR法隆寺駅、南北自由通路とともに将来に亘って世界文化遺産のある町の玄関口としてのシンボルとしてグレードの高い整備を今後なされる事を期待するものであります。

よって議案第24号、JR法隆寺駅前南口広場整備工事請負契約の締結については、賛成の意を表すものであります。以上です。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第24号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第25号、平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、議案第25号、平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造
部長 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道 それでは、概要についてご説明させていただきます。3枚目に貼付
部長 いたしております付近見取図をご参照いただけますでしょうか。

去る5月24日に郵便による指名競争入札を執行いたしました結果、斑鳩町龍田2丁目3番15号、株式会社中谷組、代表取締役中谷

保子が落札し、6,838万200円で契約の議決をお願いするものでございます。

添付いたしております付近見取図をご覧くださいませでしょうか。

工事の概要でございますが、龍田西3丁目・龍田西6丁目地内、県道王寺・三郷・斑鳩線におきまして施工する工事でございます。施工の規模及び工法でございますが、路線延長といたしまして、247.1m、その内容といたしまして、高耐荷力泥土圧方式一工程推進工法で口径400mmを237.7m、小口径低耐荷力二工程推進工法で口径200mmを9.4m施工する工事でございます。工事の期間につきましては、議会の議決後、平成19年6月22日より250日間、平成20年2月26日を予定しております。

なお、議員皆様方への入札結果のお知らせにつきましては、税込み金額で7,224万円でご報告されているところでございますが、当工事につきましては、先に発注いたしております上流部分にあたります工事を、当業者が請負っており、そうしたことから、同一会計年度に、同一事業を同一業者が連続した場所において工事を施工する場合、諸経費率を再計算し、請負額を変更し契約することになりますことから再計算の結果、6,838万200円で契約するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第25号、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認たまわりますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 この路線、非常に交通量が多くて、また真ん中の郵便局のマークの辺りが曲がっておりますんで、それと交差点となっておりますんで、非常に自転車あるいは歩行者、車との接触事故が多いように見受けられるんですけれども、いわゆる安全対策についてはどのような対策をされているんでしょうか。

上下水道
部長 基本規制といたしましては、昼間片側交互交通、夜間休工事は全面解放するという基本スタンスで発注いたしてまいりますが、まず今、委員おっしゃいましたとおり、比較的交通量が多く曲線道路のため見通しが非常に悪い状況であるという事から、下水道工事時には発進立抗付近に借地を行い、設備機器をそちらの方に配置する予定でございます。一時的に薬液注入工法とか立抗築造工事時もしくは推進時片側通行になる事はございますが、そうした場合につきましては、交通整理員を最低3人配置し、安全に誘導させる予定でございます。また、立抗周辺とか交差点での取付区間推進工事の部分におきましても、交差点部分ですね、交通整理員を配置し、安全に徹底していく予定でございますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
取りまとめのために暫時休憩いたします。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時29分 再開)

委員長 再開いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第25号については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）陳情第１号、神南４丁目のマンション建設に関する陳情書について（その１）、（６）陳情第３号、神南４丁目のマンション建設に関する陳情書について（その２）の２議案については、同じ神南４丁目のマンション建設に対する陳情書であり、２議案を一括議題として進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。陳情第１号、陳情第３号については、一括議題といたします。

まず、陳情書について、事務局よりお願いいたします。

藤原議会事務局長。

事務局長 （ 陳情書文書表朗読 ）

委員長 ただ今議題となっています陳情書２件については、昨年４月に紅葉ヶ丘自治会から、昨年５月に笠町自治会から、それぞれ神南４丁目のマンション建設計画に関して、今回提出されましたものとほぼ同じ趣旨の陳情書が提出され、昨年６月議会において建設水道常任委員会に付託され、審議をした経緯がございます。その時の建設水道委員会の委員長は、私が努めさせていただいていたのですが、建設にかかわる進捗状況に不明な点があることから、慎重に状況判断をしながら結論を出そうということで、継続審議といたしました。その時の委員会では、神南４丁目のマンション建設について、開発にかかる事前協議がされておりましたことから、その状況ですとか建設計画の内容、また、同様の陳情書が町にも提出されておりましたので、町としての対応等などの説明を受け、委員会として、６回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。本年３月には、紅葉ヶ丘自治会から、マンション建設の事業主が変更となったことを理由に、陳情書が取下げられておりま

す。また、笠町自治会の陳情書については、議員の任期満了にともない、審議未了となったものでございます。そのようなことから、今回、改めて陳情書が提出をされたものですが、新しく議員になられた方もいらっしゃいますので、ここで改めて、町の方から開発にかかる事前協議の状況、建設計画の内容、現時点までの経緯などについて説明を受けてから、各委員さんのご意見をお聞きしていきたいと思っております。

それでは、計画図面等の資料も提出もしていただいておりますので、これまでの委員会の審議内容も踏まえて、担当課からご説明をいただきたいと思っております。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、陳情第1号及び陳情第3号、を一括してご報告をさせていただきます。

資料番号3でございます「神南4丁目のマンション建築計画の概要について」という表題の資料をご覧くださいませでしょうか。

まず、計画の概要についてでございますが、当マンションを計画いたしております開発事業者は、株式会社アゼルでございます。また、申請代理人といたしましては、株式会社IAO竹田設計、なお複代理人につきましては、株式会社ランドプランニング、そして工事施工者は開発事業者でもあります株式会社アゼルとなっております。

次に、計画地でございますけれども、斑鳩町神南4丁目359番1他7筆となっております。この内には国道沿いに、三郷町三室1丁目地内の土地が1筆含まれています。資料1枚お開きいただきましたら、2枚目に附近見取図がございますのでご覧いただきたいと思っております。計画地は、国道25号をはさみまして、三室病院の向い側の土地でございます。この位置が今回の申請地となっております。

それでは、もとへ戻っていただきまして1ページ目をご覧くださいませと思っております。

引き続きまして、計画地の土地利用規制についてでございます。

まず、用途地域でございますが、斑鳩町内の土地につきましては第1種中高層住居専用地域となっております。建ぺい率の上限が6

0%、容積率の上限が200%となっております。なお、三郷町内の土地につきましては、第1種住居地域となっております、建ぺい率、容積率とも斑鳩町と同様になってございます。また、計画地は15m高度地区に指定されておりますことから、建築物の高さの最高が15m以下に制限されているというところでございます。さらにこの土地につきましては、宅地造成工事規制区域に指定されておりますことから、造成に伴いまして擁壁などを設置する場合、政令で定められております技術的基準を満たす必要がございます。

次に計画されております建築物の用途でございますけれども、分譲タイプの共同住宅でございます、戸数は139戸の計画となっております。建築物の規模でございますけれども、開発面積は8,459.88㎡、敷地面積は7,952.27㎡、建築面積は4,008.56㎡、床面積は16,168.34㎡、建築物の最高の高さは14.99m、地上5階、地下2階の計画となっております。

続きまして、これまでの経緯についてご説明申し上げます。

資料を2枚めくっていただきまして、3ページ目の「神南4丁目のマンション建築計画に関する経緯一覧」という資料をご覧いただきたいと思っております。昨年の平成18年3月3日に、今回の計画地と同じ場所で、株式会社大栄不動産及び近畿中央ビルドという2つの会社の連名によりまして、戸数が148戸のマンション計画に関する事前協議申出がございました。結果的には、計画が中止となりまして、昨年の12月12日付で事前協議申出書の取下願の受理をしたところでございます。この後、本年1月29日に株式会社アゼルから斑鳩町開発指導要綱に基づく事前協議の申出がございました。この協議手続きにつきましては、平成19年4月4日付で「開発行為にかかる協議書」の提出を受けまして、町関係各課からの指示事項に対する履行の意思を確認した上で、都市計画法第29条に規定する開発行為許可申請書の受付を行いました。なお、開発行為許可申請書に関しましては、平成19年6月4日付で県の許可がなされているところでございます。

次に住民説明会等の開催状況でございますけれども、本年2月17

日に、紅葉ヶ丘及び笠町自治会を対象とした説明会が開催されておりまして、この後も開発事業者と自治会の役員さんや計画地隣接住民さんとの間で話し合いがなされている状況でございますが、本陳情で争点として挙げられておりますように、日照などの問題につきましては、まだご理解を得られてないという状況であるようでございます。また、本年4月4日に紅葉ヶ丘自治会から、6月1日には、笠町自治会から、それぞれ町長宛にも要望書の提出がございました。このうち、紅葉ヶ丘自治会からの要望書につきましては、文書による回答の要請がございましたことから、6月1日に町から自治会に回答をおこないました。回答内容につきましては、資料の4ページでございます、写しを付けさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

回答内容の要旨といたしましては、争点として挙げられているもののうち、「日照権」や「建物の移動又は高さ」の問題につきましては、法の範囲内で計画されておりますことから、「建築物の高さを低く抑える」あるいは「建築物の位置を変更する」といった指導を町から開発事業者に対しまして行うことはできないというものであります。しかしながら、近隣の住民さんのご理解がまだ得られてないという事項につきましては、町といたしましては、引き続いて、開発事業者に対しまして、状況の報告を求めながら、自治会や住民の方々のご理解を得るよう指導を行っているところでございます。

以上が陳情第1号、陳情第3号についてのご説明でございます。よろしくご審議お願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 資料3-1、高さなんですけど、14.99mという事で、これ15mという高度規定があるんですけど、微妙なところで範囲内という事なんですけど、図面から見てGL面がちょっと規定してないんで、判断しにくいんですけど、大きなA3版でGL面はどこなのか分かれればお示し願いたいと思っております。

都市整備課長 この建物につきましては、A、B、C、3棟となっておりますけれども、それぞれG L面が違ってございます。図面の2枚目を見ていただきますと南側立面と書いてございます、6ページでございます。東側立面図、これがA棟のところなんですけれども、この斜線を引いた部分、この斜線を引いた部分の上面が地盤高という事になってございまして、それから15mの制限がかかる。B棟、C棟につきましてはB棟もこの斜線の部分なんですけれども、C棟につきましてはそれぞれの斜線の高さが若干左右違っておりますけれども、それぞれの上限が基準となる地盤高となっております。以上です。

浦野委員 今のおっしゃっていただいたG L面で14.99という事で規定以内という事やと思うんですけれど。あと斑鳩町から自治会に回答された文面を読ませていただきますと、それぞれの法的な規制と言いますか、開発指導要綱並びに用途地域、都市計画、その他の関係法令に適合しているという事で書かれてありますので、法的にはクリアされてるかと思うんですけれど、業者がなかなか住民の要望にそってこないと言いますか、対応してくれないという不満がこの要望書には見受けられるんですけれど。もちろん宅地造成等規制法のほうもクリアされてると考えていいわけでしょうか。この資料にちょっと出てないですけど。

都市整備課長 開発申請と同時に宅地造成にかかります申請も行われまして、これは手続ききちっと行われているというところでございます。

浦野委員 それと地盤沈下をかなり心配されておりますけれども、当該地は元々池という事で周りの水が寄ってきてる、そこへもって建築をすればいわゆる水系が変わったり、また工事によって振動等で池の底というのは非常に地盤が緩いという事もありますので、周りの住民が懸念されると思うんですけれど、懸念だけでは地盤沈下について、業者から

は何らお答えがない、また書面での回答がないという事ですけども、万一工事される過程で地盤沈下が起こった場合、どのような経過処置になっていくのか、町のお考えをお聞きしておきたいと思います。

都市整備課長 このマンションの計画でございますけれども、当然建築確認申請もとられているので、委員がご心配いただいておりますような地盤沈下等につきましても構造的な面で審査をされているという事になっております。この業者につきましては地盤沈下に対して何も説明をしてないというわけではございません。まだ業者の工事説明会等は今後されていくという中で、当然ちゃんと説明をするように、町の方からも指導をしているところでございます。また施工後、地盤沈下等が起こった場合は、その段階で必要な措置が講じられていくことになると思います。

委員長 他にございませんか。西谷委員。

西谷委員 実際に法的には確かにクリアしてます。G Lが違いますから実際には高いところ低いところたぶん2 mくらいの差が出てくるというところがあると思うんですが、私は法的にはクリアしてるし、業者としては何ら問題ない、その中で唯一日照権の部分が合意に達してない、これも法的には日照権がちゃんとクリアしてる中で、住民の皆さんがこれでは具合悪いという事で陳情書を出されている解釈でいいんですよね。

都市整備課長 今、委員おっしゃっていただきましたように、日照権につきましては建築基準法の中で日影規制という事がございます。この日影規制には合致した計画になされているというところがございますので、住民の皆さん方にはそれ以上のところ辺でもうちょっと緩和出来ないのかといったご要望、ご希望をされている、そういう状況でございます。

委員長 ほかありませんか。

(な し)

委員長 ここで、取りまとめのため、暫時休憩いたします。時間12時も迫ってまいりましたのでとりあえず別室において委員さんのご意見をお聞きいたしまして、その取りまとめの結果については、時間も12時でございますので、お昼の1時からその報告という事にいたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

委員長 再開いたします。

先ほど、午前中、陳情第1号、また陳情第3号に対しまして暫時休憩の中、皆様、各委員さんのご意見を種々お聞きしました。委員会として取りまとめをいたしました。ご報告を申し上げます。

建設水道常任委員会の陳情第1号、第3号に対する取りまとめ。神南4丁目マンション建設については、法令等の規制の範囲内で計画が進められているが、斑鳩町開発指導要綱第6条の規定にあるとおり、業者においては、今後も引き続き、計画地周辺住民及び自治会と誠意を持って協議し、必要な事項について合意形成を図るよう、町より指導していただくこととする。以上の内容をもってその措置を行政側に求めるという事を、本日の当委員会の結論とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは、当委員会として先ほど読上げましたように取りまとめをいたしましたので、行政側におかれては当委員

会の意を十分にお汲み取りいただきましてご配慮をお願いしておきます。それでは、以上で陳情第1号、陳情第3号については、終わりたいと思います。

次に(4)陳情第2号、「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書についてを議題と致します。

まず、陳情書について、事務局より朗読してください。

事務局長 (陳情文書表朗読)

委員長 陳情第2号については、神南5丁目において現在建設中の分譲マンション建設に関する陳情書であります。

これにつきましても、いきなり皆さんに審議していただくのも難しいかと思しますので、委員皆さんからご意見をいただきます前に、あらかじめ、町の担当課から、このマンション建設にかかる事前協議の内容、経緯、建築物の概要等についてお聞きしたいと思います。

説明をお願いします。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、陳情第2号、「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書について、ご説明申し上げます。資料番号4、「「アトレ王寺」建築計画の概要について」という資料をご覧いただきたいと思います。

まず、計画の概要についてでございますけれども、当マンションの計画をいたしております開発事業者は、三重県の津に住所を置きます三交不動産株式会社でございます。また、申請代理人は、株式会社ダイニチプランニング、複代理人は、株式会社D&D建築設計事務所、そして工事施工者は広成建設株式会社大阪建築支店となっております。次に、計画地でございますけれども、当町神南5丁目349番1及び三郷町勢野東6丁目194番4の2筆となっております、斑鳩町と三郷町にまたがる形で計画をなされております。

場所ですけれども資料の1ページをお開きいただきますと、資料2ページになりますが、附近見取図を付けてございます。計画地は、国

道25号沿いとなりまして、王寺変電所の南側の土地で、以前はサイゼリアというレストランが立地しておりました場所となります。

それでは1ページに戻っていただきまして、続きまして計画地の土地利用規制についてでございます。

まず、用途地域でございますが、斑鳩町内につきましては第1種中高層住居専用地域となっております。建ぺい率の上限が60%、容積率の上限が200%となっております。また、三郷町内につきましては、第1種住居地域となっております。同様に建ぺい率の上限が60%、容積率の上限が200%となっております。また、この計画地は斑鳩町、三郷町とも15m高度地区に指定されておりますことから、建築物の最高の高さが15m以下に制限をされております。

次に計画されております建築物の用途でございますけれども、分譲タイプの共同住宅となっております。戸数は50戸の計画となっております。開発面積並びに敷地面積は2,093.67㎡で、建築面積は1,179.75㎡、床面積は4,454.31㎡となっております。また、建築物の最高の高さは14.95m、地上5階地下1階の計画になってございます。

続きまして、これまでの経緯についてご説明申し上げます。めぐっていただきまして、3ページ目をお開きいただきたいと思います。「アトレ王寺」建築計画に係る経緯一覧」という表題のページをご覧ください。

本計画につきましては、昨年の平成18年10月26日に斑鳩町開発指導要綱に基づく事前協議の申出がございました。この協議の手続きにつきましては、今年の3月30日付で開発行為事前協議書を交付いたしまして、町の関係各課からの指示に対する履行の意思を確認した上で、平成19年4月16日付にて「開発行為に関する工事着手届」を受理いたしまして、現在、工事がなされているところでございます。次の4ページ目に、現在の写真を添付させていただいておりますので、ご覧いただけますでしょうか。この写真なんですけれども2ページ目の附近見取図に写真の撮影方向を記載させていただいておりますけれ

ども、1枚目の写真が計画地の北側から南側方向へ向かって撮影したものでございます。2枚目の写真は、計画地の西側から東側方向へ向かって撮影したものでございます。現在、計画地内東側の機械式駐車場の地下部分の工事がなされているところでございます。

それでは、先程のページに戻っていただきたいと思います。3ページでございます。

次に住民説明会等の開催状況でございますけれども、笠町自治会、紅葉ヶ丘自治会、昭和町自治会及び三郷町内の新総持寺自治会の4つの自治会を対象に、これまで計画に関する説明会、解体工事に関する説明会並びに本体工事に関する説明会といたしまして、これまで、3回の説明会が開催されているところでございます。しかしながら、マンションの高さなどにつきまして、本陳情におきましても問題点として挙げられている事項でございますが、これにつきまして地元自治会や住民の方との合意に達していないという状況でございます。現在も、開発事業者と地元自治会及び附近住民の方々との間で話し合いが続けられているところでございます。本計画は、法令の範囲内で計画されているものではございますが、町といたしましては、開発事業者に対しまして、協議の状況報告を求めながら、工事に対し理解を得るよう指導を行っているところでございます。

以上が陳情第2号、「アトレ王寺」分譲マンション建設に関する陳情書につきまして説明でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 2点だけ確認させていただきたいと思います。容積率が200%という事で、これは斑鳩町も三郷町内もどちらも200%という事なんですけれども、単純にこの資料を見ますと敷地面積を2倍しますと延床面積がオーバーすると思うんですけれども、恐らく延床面積には底部分とか色々入ってるからこうなるのかなと思うんですけど、その辺、

実際クリアされてるのか、というのが一点と、この当該地の近所に王寺変電所がありまして、いわゆる高圧線が付近を通ってますけど、確か高圧線の何m以内は高い建物が建てられない制限があったと思うんですけど、その二点ちょっと確認しておきます。

都市整備課長　　まず一点目の容積率でございます。200%でございますので、単純にいきますと4,180㎡くらいになるんですけど、これには容積率の対象面積というものがございまして、先ほどおっしゃっていただきましたような事ですね、住居に共する部分の地下の部分であったり屋内の共有ロータリーであったりという事は面積に算用されませんので、実質容積対象面積といたしましては3,949.53㎡、容積率は188.64%となっております。それと今二点目の高圧線の関係ですけれども、すいません、ちょっと今現在きちっとした基準を持っておりませんので、後程改めてお答えさせていただきたいと思えます。

委員長　　他にございせんか。

(な し)

委員長　　先ほども暫時休憩の中で陳情第1号ないし陳情第3号については、種々暫時休憩の間におきまして、色々と委員さんの意見をお聞きいたしました。またその中において、今の陳情第2号も同時にお聞きいたしました。それについてのまとめを委員会の方からご報告申し上げます。

建設水道常任委員会の陳情第2号に対すとりまとめ。「アトレ王寺」分譲マンション建設については、法令等の規制の範囲内で建設が進められているが、斑鳩町開発指導要綱第6条の規定にあるとおり、業者においては今後も引き続き、周辺地域住民及び自治会と誠意を持って協議し、必要な事項について合意形成を図るよう、町より指導し

ていただくこととする。

以上の内容をもってその措置を行政側に求めるという事を本日の当委員会の結論とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは当委員会として先ほど読上げましたように取りまとめをいたしましたので、行政側におかれては当委員会の意を十分にお汲み取りいただきまして、ご配慮をお願いしておきます。

以上で陳情第2号については、終わりたいと思います。

次に、(7)要請第1号、森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書についてを議題とします。

事務局長から陳情文の朗読をお願いします。 藤原議会事務局長。

事務局長

(陳情書朗読)

委員長

ただ今、事務局長から陳情書の朗読をしていただきましたが、本件について、ご意見があればお聞きしたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午後1時52分 休憩)

(午後1時56分 再開)

委員長

再開いたします。

ご意見は。 宮崎委員。

宮崎委員

この文書を読ませていただいて、今、斑鳩でどれ位の林業の方が携わっておられるのか、また災害の発生は近年起きているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

観光産業課長 斑鳩町におけます林業につきましては、なしという事で、災害につきましても57年災より発生しておりません。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 それでしたら採択の方で進んでいただけたら結構かと思います。

委員長 取りまとめができましたので、お諮りいたします。

本陳情書については、当委員会として採択すべきものとし、当委員会委員の連名で意見書の提案をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

本件については、全委員の連名で議会最終日に意見書の提案をすることとし、当委員会として採択すべきものとしたします。

次に、各課報告事項についてを議題と致します。

(1) 斑鳩町町営住宅入居者決定のための抽選結果について、理事者の報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長 それでは、2. 各課報告事項(1) 斑鳩町町営住宅入居者決定のための抽選結果について、ご報告申し上げます。町営住宅入居者決定のための公開抽選の結果につきましては、すでに委員の方々にはご報告を申し上げておりますが、去る5月24日に追手団地、目安北団地、長田団地A棟のそれぞれ1戸、合計3戸の入居の公開抽選を行いました。

当日は追手団地につきましては、申込者3名に対しまして1名欠席され、出席者は2名、目安北団地につきましては、申込者10名全員

出席、また長田団地A棟につきましても、申込者3名全員出席していただき抽選を行い、それぞれの住宅の入居者が決定いたしております。

以上、斑鳩町町営住宅入居者決定のための公開抽選結果についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)斑鳩町観光自動車駐車場にかかる指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。 佃田観光産業課長。

観光産業課長 斑鳩町観光自動車駐車場にかかります指定管理者の平成18年度の事業報告をいたします。

斑鳩町観光自動車駐車場につきましては、平成17年度までは一部の事務を斑鳩町観光協会に委託を行い、町が管理運営を行って参りましたが、地方自治法が一部改正され、公の施設の管理について、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、民間企業やその他の団体等のノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とするものとして、民間企業やその他の団体等に一定の制限を設け、管理運営を任せることができる指定管理者制度が設けられ、斑鳩町観光自動車駐車場につきましても、平成18年度より利用者のサービスの向上や経費の節減等を、より図ることを目的として、この指定管理者制度を導入することとし、平成18年度につきましては、これまでの実績などから業務内容等を熟知しており、効率的かつ効果的な管理運営が期待できるものとして、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行ったところであります。

その事業報告につきましては、資料5の指定管理者事業報告の検証結果についてにより報告いたします。

この検証結果につきましては、指定管理者であります斑鳩町観光協

会からの事業報告を町で検証し、まとめたものであり、中段に指定管理者からの事業報告の概要を記載しておりますが、それら内容と年間の業務状況等を確認する中で、町の検証結果として下段に記載しておりますとおり、業務員の配置などについて、状況把握を適切に行なうことにより、円滑な運営を行っていただいております。また、場内及びトイレについても良好な環境を維持していただき、来場される観光客に対しても、観光案内や道案内をするなどの「もてなし」も行っております。利用台数も2枚目に示させていただいております。バスで5,005台、前年度対比108パーセント、裏面の乗用車で16,538台、前年度対比148パーセントと増加しており、全般的に良好な管理運営を行なって頂いたと考えております。

また、平成19年度から平成22年度の3ヵ年につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者とすることについて、先の3月議会において議決を得、現在、管理運営を行なっていただいております。本年度の利用状況は4月でバスが616台、乗用車が1,917台、5月でバスが1,319台、乗用車が2,072台であり、全体で昨年度とほぼ同程度となっております。

以上が簡単ではありますが、斑鳩町観光自動車駐車場にかかります指定管理者事業報告であります。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3)斑鳩の里観光案内所にかかる指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。 佃田観光産業課長。

観光産業課長 斑鳩の里観光案内所、法隆寺iセンターにかかります指定管理者の平成18年度の事業報告をいたします。

斑鳩の里観光案内所につきましても、平成17年度までは一部の事

務を斑鳩町観光協会に委託を行い、町が管理運営を行って参りましたが、平成18年度より利用者のサービスの向上や経費の節減等を、より図ることを目的として、指定管理者制度を導入し、平成18年度につきましては、斑鳩の里観光案内所の業務内容が、観光案内が主要な業務であることから、これまでの実績から施設の内容及び斑鳩町を中心とした観光案内に熟知しており、また、観光振興を図る自主事業を展開しており、それらの事業と施設管理を合わせた一体的で効果的な質の高い運営が期待できるものとして、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行ったところであります。

その事業報告につきまして、資料6の指定管理者事業報告の検証結果についてにより報告いたします。

この検証結果につきましても、指定管理者であります斑鳩町観光協会からの事業報告を町で検証し、まとめたものであり、中段に指定管理者からの事業報告の概要を記載しておりますが、それら内容と年間の業務状況等を確認する中で、町の検証結果として下段に記載しておりますとおり、適切な職員配置を行い管理運営を行っていただいております。ボランティア団体などと良好な関係を保ち連携をとりながら観光客の案内を行っていただき、外国人観光客に折り紙等のプレゼントするなど、きめ細やかなもてなしをも行っていただき、また、期間内にイベントを行うなど入館者数も裏面に記載しておりますように79,732人、前年度対比131パーセントと大幅に増加しており、全体的に良好な管理運営に努めていただいたと考えております。

また、平成19年度から平成22年度の3ヵ年につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者とすることについて、先の3月議会において議決を得、現在、管理運営を行っていただいているところであります。

本年度の入館者数は4月で6,827人、5月で9,404人であり、昨年度の同時期より若干増加しております。

以上が、簡単ではありますが、斑鳩の里観光案内所にかかります指定管理者事業報告であります。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 この数字を見る限り、iセンターへの入場者が年々増えてるというのは嬉しい事ですけど、これはあれですか、上の集会室ありますね、そういう利用者も含めた数字やとは思いますが、実際に上の施設を利用されてる方と単に観光案内で来られた方の、区別は分かりますか。

観光産業 入館者に対しての、上の施設の利用者数と観光案内、寄ってみよか
課長補佐 という方の区別というのは、今のところは区別しておりません。ただ、入って来られた方をカウントしてるという数字の数です。

西谷委員 今だから、玄関のカウンターの所で入って来はる人の数だけをカウントしてるという考え方なんですね。

観光産業 そういう状況でございます。

課長補佐

西谷委員 結構上の施設っていうのは、利用料金、比較的よその建物借りるよりは安い中では、出来たらどの程度あの上の施設が利用されてるのかっていう事も、逆に申し込みとかの数字を見れば簡単に分かると思うんで、これからやっぱり出される時には、入場者数とあの施設を利用して催し物をされた、そういうところは分けて出してもらった方が、こちらとして分析がしやすい。大雑把にこれだけ来られましたと言われても、なかなか、はいそうですか、で終わってしまうんで、僕は出来たらああいう観光の上の施設について、もっとPRしてたくさんよそから利用されるような形でPRした方がいいと思うんです。今回も、私は10月22日に奈良県の俳句大会をあそこで行う予定してるんですが、あれ位の施設で、一日借りても5,000円くらいの所ってなかなかないんで、逆にああいう事をしながら、もうちょっと積極的に

あそこを利用してもらうような事を計画してもらうためにも、もう少し現状の利用状況をちゃんと教えていただきたいと思うんですが。

町 長

今、質問者が申されてますように i センターの会議室等については利用度も高い。ただ、問題はその i センターを利用されるお客さん等について、2 階の会議室を使われた場合は、やはり多目的ですから車の方が多いわけです。駐車料金等の問題も、私は将来的に関係をしていかなかったら、もう i センターを使った場合は無料という事ですから、これからの観光シーズンですね、乗用車もバスも一杯やのに上で催しをされてるといふ時に、無料ですから全部入ってもらって結構です、という事になっていかないのではないか。やっぱりそういう事によって事故が起こる可能性もございますから、やはりそういう事も踏まえてですね、あの施設は何人収容出来て、何台までが車がいけるとか、あるいは車一台につきなんぼいただくのか、そういう事もやっぱり決めていかなかったら、やっぱり指定管理者としての立場上からですね、そういう事も視野に入れて今後やっぱり研究、検討する事が一番大事であろうと。確かに PR したら、恐らくたくさん使われると思います。しかし、今もうシーズンですからバスが入りますと、やっぱり修学旅行生はそこをずっと行きますから、乗用車が入ってきたら必ず事故になる可能性あります。それが一番心配なんです。私も毎日ほど現状見ておるんですけども、それらを踏まえた中で、なるほどその 2 階を使っておられる方は結構なんです、i センターを使われる方も結構なんです。ただ、車で来られるから、やっぱりその車が無料という事ですから、そういう事も以前からもそういう事も視野に入れた問題はありますけれども、無料がいいのか、あるいはまたそういう形については、一台なんぼかもらうのか、そういう事も踏まえて検討をこれからしていく事も大事だろうと思います。それと合わせて、今 2 階を使う、多目的の集会所については、何に何時間使われて、そして何人来られて、という事だけのカウントはしますけれども、ただ問題はやっぱり、会場に使われますから、中を覗いて何をカウントするの

かという事はなかなか難しいと、そういう事はやっぱり何でもかんでも中を覗いて数を勘定するという事にはならないと、やっぱりそういう事を考えていかなかったら、なんでもかんでも、まあ言うたら覗いてもええんか、という事にもなりますし、これは十分これから検討の余地が私はあると思いますので、今後十分気をつけながら考えて参りたいと思います。

西谷委員　　今町長が言うてはったように、覗いてカウントするやなくて、申込みする時にはどういう目的でされて予定人員何人っていうのは、当然そこで言われると思いますから、そういう形で大まかでいいと思う。ただ、iセンターについては、確かに県の施設で、最初、出来る時から利用者をどうするのか、という事の中で、全体的に見たらだいたい施設を借りても駐車場は駐車料金とは別でやっぱり取ってるような所もいっぱいありますから、当然その中で何台まではいけるといいう形にするのか、割安にするのか、正規にするのか後は別にして、やっぱりとっていく方向でやっぱりそれは考えるべき違うのかなとそれは思います。

観光産業課長　　iセンターのホールの使用状況なんですけども、平成18年度につきましては有料の件数が年間で178、無料につきましては49件、これは町の関係とかそういうものであります。合計227件という事になっております。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　ないようですので、次に、(4)都市計画道路の整備促進に関する事について、①「いかるがパークウェイ」について、②「法隆寺線」について、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは（４）都市計画道路の整備促進に関することについてご報告を申し上げます。都市整備課では都市基盤整備といたしまして、いかるがパークウェイと都市計画道路法隆寺線などの道路の整備、それとこの次の（５）でございますが、ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業等につきまして取り組んでいるところでございまして、まずこれらの事業の経緯からご説明を申し上げたいと思います。まず、いかるがパークウェイについてでございます。

いかるがパークウェイにつきましては、委員皆様もご承知のことと存じますが、昭和４２年に本町のまちづくりの骨格をなす道路として位置付け、名称を斑鳩中央線として都市計画が定められました。その後、昭和４７年に現国道２５号の市街地の交通混雑の解消及び交通安全の確保を図るため、当時の建設省によってこの都市計画道路を局所バイパスとして事業化することを表明されました。

失礼いたしました。お手元の資料７にパークウェイの今までの経緯を付けておりますのでご覧いただきながらお聞きいただけたらと思います。

このように、都市計画道路郡山斑鳩王寺線、いかるがパークウェイでございますが、当町の計画的な市街地整備と現国道の交通安全の確保という２面性を有する緊急性の高い重要な幹線道路であるわけですが、賛成、反対の議論があるなかで、長期にわたり事業の展開を見ない時期が続いてきたという経緯がございます。そこで、昭和６１年４月より第三者的な都市計画の専門家を座長とする都市計画道路検討委員会を設置いたしまして、賛成、反対それぞれの立場の方々にもご参加いただいて、１年間議論を重ねてきたところであります。町では、いかるがパークウェイは都市計画としての重みをもつものであり、都市計画街路そのものの位置付にかわりがないとの座長報告の取りまとめを踏まえながら、沿道住民の方々への説明会を行って、現在、国の直轄事業として事業を促進しているところであります。

平成１０年度以降、関係住民の方々にご理解をいただき、県道大和

高田斑鳩線から三室交差点の間において路線測量も完了しております。その後、本道路計画の全線のモデル整備といたしまして、小吉田地区におきましてはモデル区間400mの整備に着手し、地元関係者の皆様方にもご理解、ご協力をいただきながら、平成16年3月に供用を開始されたところであります。この間、平成14年には、いかるがパークウェイ事業を進めていただくにあたって、住民の方々と常に対話を行いながら、ご意見を伺い、道路計画に活かしていただくとの趣旨から、住民と行政の意見交換の場として「いかるがパークウェイ推進協議会」を発足し、パークウェイ全線の整備方針等の決定やモデル区間の整備内容の検討、あるいは現在計画的に進めております稲葉車瀬区間や五百井、興留区間の進め方についても、種々ご議論、ご意見をいただきながら、地元関係者の皆様方とも十分合意形成をはかりながら事業を進めているところでございます。

以上簡単ではございますが、いかるがパークウェイ事業の主な経緯でございます。

次に現在までの進捗状況を報告させていただきます。資料7に添付しておりますパンフレットをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、更にもう一つめくっていただきまして、こういう形で地図がございます、この地図をご覧くださいながら聞いていただきたいんですけども、この地図の中で赤色の路線がいかるがパークウェイでございます。その内、実線部分が先ほど説明を申し上げました既に供用されております小吉田のモデル区間400mでございます。左側に整備イメージを集約した写真を載せております。現在は、稲葉車瀬区間を計画的に進めさせていただいてございまして、用地取得率は概ね面積におきまして99%となっております。本年度は竜田川にかかる岩瀬橋橋梁工事から進められることとなっております。本年秋の渇水期以降に橋梁の下部工の工事に着手される見込みと聞いております。なお、橋梁工事着手するにあたりましては、地元の皆様には説明会を実施させていただく予定を致しております。また、当該区間本線の道路築造工事着手に向けまして7月からは、埋蔵文化

財の発掘調査を進められるという事になっております。また、当該区間の白山神社前の現道の交差点部分の取り合いについても検討されていると聞いておりまして、この部分の計画が明らかになりましたら、地権者の方とも調整をさせていただき、残っております用地の取得を進めていただけるものと考えております。

次にモデル区間東側から県道大和高田斑鳩線までの間の約820mについてでございますけれども、本年1月に当該区間の地権者、関係自治会長さん、関係水利組合、農家組合長さんの方々を対象にいたしました地元説明会を開催いたしまして、計画的に事業を進めていただけることとなりまして、説明会の後、幅杭設置、現地に幅杭を設置するという作業が完了しているところであります。また、県道大和高田斑鳩線と本線パークウェイとの交差点計画を具体的に検討するための地形測量調査も実施されておりました、交差点計画についても検討を進めていくと聞いております。また、五百井地区におきまして住宅地の開発計画がありましたことから、地権者にも用地の協力を求めながら当該周辺の土地の境界の立会を先行して実施していただいたところであり、今後、用地取得に向けて地権者と交渉を進めていただけると聞いております。なお、今年度は当該区間全体としては、用地買収に向けて準備を進めるための土地の境界の立会や用地測量等の諸作業も予定いただいております、町と致しましても国との連携を図りながら地元調整に努力してまいりたいと考えております。

以上がモデル区間東側から県道大和高田斑鳩線までの状況でございます。

次に、このように稲葉車瀬区間が進捗いたしまして、また、モデル区間から県道大和高田斑鳩線との間の計画的な事業展開の方向性が出ていながらも、竜田川から西方面の三室交差点に向けての事業についても、三室交差点計画も含めました道路構造について、地域の皆様にもご理解いただけるよう設計検討も進めていきたいと聞いておりまして、一定の設計概要がまとまりましたら、地域の皆様のご意見もお聞かせいただきながら沿道の整備方針の取りまとめをできれ

ばと考えていただいております。町と致しましても、いかるがパークウェイの整備を進めるにあたりまして沿道地域の整備についても地域の皆様方とともに考え、安全で安心して暮らせる利便性の高い沿道対策が講じられるよう国とも十分調整を行ってまいりますので、今後、説明会等には是非とも参加いただけることを願っているところでございます。

以上で、いかるがパークウェイについての経緯と進捗状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。ございませんか。 西谷委員。

西谷委員 今やってる小吉田地区とか稲葉地区っていうのは調整地区ですから、道路だけの問題やと思うんですが、実際のこの計画してる中で、僕は道路だけが付けばいいという問題やなくて、やっぱり道路と共に周辺地域の土地利用っていうものを当然考えていかなあかんやろうし、その中では地区計画みたいなものを含めて、将来、今の環境が将来でも確保、担保出来るような、そういう方向っていうのは当然僕は並行して考えていかなあかんし、そういうところを、担当課としてどのように考えておられるのか、お聞きしたい。

都市整備課長 今、委員おっしゃっていただきましたように、この道路はただ道路が付いたらいいと、そういったものではございません。当然斑鳩町の町づくりの骨格を成す道路という事でございます。これまで小吉田地区におきましてもそうなんですけれども、やはり沿道の土地利用という事につきましては、当然、土地所有者の方々につきましても、やっぱり興味のあることとございまして、皆様方にも、今おっしゃっていただきましたように、やっぱり計画的な町づくりを進めるという事であれば、当然、例えば沿道の区画整理であったり、今の委員おっしゃいました地区計画であったりというところをもちまして、町づくりに

対する担保を付けていくという事につきましても、住民の方々にお話をさせていただきながら、そういう建設的なお話をさせていただきながら、事業は進めていきたいというようには考えております。

委員長 よろしいですか。

西谷委員 はい。

委員長 次に。吉野委員。

吉野委員 このバイパスが完成したとして、現在国道25号を通っている車の台数のうちの何割くらいがこちらのバイパスを通るように考えていますか。

都市整備課長 お手元のパンフレットをご覧いただきたいと思いますが、この状態から一枚開いていただきましたら、右のページの右上のところに、整備効果1というところを示しているかと思います。このところをご覧いただきましたら、この図面のところに、約20%転換という事に表示をしておるんですけども、現在の25号の交通のうち20%は、いかるがパークウェイに転換されるであろうというふうに国の方では計画をされているという事でございます。

吉野委員 20%で台数としましては何台くらいでしょうかね。

都市整備課長 ちょっとここには台数は明記されておりませんが、交通量といたしましては、この辺で約27,000台から28,000台くらいという状況になってございますので、その約20%という事は、5、6千台の車はパークウェイに転換されるであろう、という事でございます。

委員長 西谷委員。

西谷委員 今ね、20%って言わはったけど、僕も以前担当してましたから、交通量の予想やった時にはそんな数字やなかった、1万は超えてたような記憶があるんですが、計算方法変わったんですか。

都市整備課長 今委員おっしゃっていただきましたように、このいかるがパークウェイの設計交通量ですね、これは今14,000台程度となっております。当然今現状の町道ですね、とか、そういった交通量等もございまして、単純にこれは25号の現在の分が転換するという事でございます。そういうご理解をお願いします。

西谷委員 という事は、町の言い分としては、いかるがパークウェイが出来る事によって、今の国道の部分が20%バイパスへ行くという説明ですね。そしたら、今の現状の当然、生活道路としても当然この周辺の人使われますから、それと合わせてそしたらいかるがパークウェイの一日の交通量っていうのは、いくらなんですか。

都市整備課長 1月の五百井一興留区間の時にそういった説明もあったんですけども、約14,000台という事で計画をされております。

委員長 吉野委員。

吉野委員 どこの、日本国でどこもそうなんですけど、過疎化、人口減ですね。それによりまして、だいたい30年から50年の間に車の登録台数は半減するだろうという予測も、記事も出ております。その場合には、それは見込んだ台数、30年後、町政とか、こういう大きな事業の場合は、やっぱり既に30年間通ってませんでしたけど、これからまた30年間も通るか通らないかは別としまして、30年後位の予測っていうものは立てておかないと、出来てしまったものはどうしようもな

い、というような結果になりますし、ここで言いますと、図書館何でしたっけ、斑鳩図書館の所にスロープ橋が、確か10年程前だったと思いますが、3億円くらいでしたかね、で出来ました。現在どういう状況かと言いますと、あなたもご存知のとおり、誰も通らないというような状況になっております。ああいう状況がまたこのいかるがパークウェイにも生じないように、生じない事を望んではおるんですけど、その辺の長期プランについては、町として考えておられますか。

都市整備
課長 道路計画をする時に、将来の予測なんですけれども、際限なく先の予想するわけではございません。ある一定の、20年なら20年といった区切りがされております。その中でこういう計画をされておりますので、50年先の計画としては、入ってないというところでございます。

委員長 他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 藤川都市整備課長。

都市整備
課長 失礼いたしました。

次に都市計画道路、法隆寺線の整備について、経緯をご報告を申し上げます。先ほどの資料、この資料をご覧いただきたいと思います。これをご覧いただきながら説明願いたいと思います。

法隆寺線整備事業でございますけれども、いかるがパークウェイや安堵王寺線とともに町内の道路網を形成する道路でございます。この路線は幸前から五百井の間約3.3km、幅が16mの路線でございます。パンフレットの地図をご覧いただきたいんですけれども、現在取り組んでおります事業の区間といたしましては、中央公民館の横、国道25号との交差点から、南へずっと下っていただきまして法隆寺

線と書いております黄色い部分がございますが、この間で約680m
でございます、この間の事業に取り組んでいると、いかるがパーク
ウェイ事業との整合をとるように平成10年度に着手して現在に至っ
ているという状況でございます。この道路の事業の進捗でございます
けれども、全体の用地の面積で約90%の取得率となっております、
用地のまとまっておりますところから工事に着手いたしまして、小吉
田地区におきましては平成16年3月に、いかるがパークウェイと同
時に一部供用を開始いたしまして、また龍田地区では平成17年4月
に、一部の区間を供用開始しております。現在206mの供用を行っ
ているという状況でございます。残っております用地10%につきま
しても引き続き地権者との用地交渉に努めておりまして、小吉田地区
の残っております用地についても、概ね地権者のご理解をいただい
ているところで、近々取得ができるという見込みとなっております。ま
た、龍田地区の用地につきましては残っておりますけれども出来るだ
け早く地権者のご理解がいただけるよう、事業の進展を図れるよう
に努力して参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども法隆寺線整備事業についてのご
報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 法隆寺線のちょうど国道25号線に取り付く付近からもうちょっと
南下した所なんですけども、先般、街路樹で山茶花を植えられてまし
て、そこに毛虫が大発生しまして、周辺住民の方が毛虫の被害に遭わ
れて病院通いされたという事がありまして、担当課にその旨申し上げ
まして、即街路樹の駆除を行っていただいて毛虫は退治できたんです
けれども。やはりその街路樹、よく聞きますと、住民から街路樹を植
えてくれという事で植えられた木に、たまたま大発生したという事で、
山茶花の木は元々毛虫が発生しにくい木だったんですけど、この頃、

自然環境が変わったんか虫が変わったんか分かりませんが、そういった事がほん最近ありましたんで。どんどん道がよくなってきて、また街路樹を植えられてきれいな景観という事で、街路樹植えられる事には何も異議はないんですけど、やはり植えたからには、景観とかまたそういった虫の被害とか色々あると思いますので、せつかくの委員会でございますので、今後、管理・監督と言いますか、十分行っていると思いますよう要望しておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5) J R法隆寺駅周辺整備事業に関する事について、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備課参事 J R法隆寺駅周辺整備事業に関する事について、簡単に経緯の内容について説明させていただきます。

J R法隆寺駅周辺整備事業は「第3次斑鳩町総合計画」の重点施策に位置づけられ、また都市の将来像を示し、都市づくりの総合的な整備方針を明らかにした「都市計画マスタープラン」におきまして整備方針が示されています。J R法隆寺駅周辺整備の必要性につきましては、昭和61年度の都市計画道路検討委員会の中で、都市計画道路整備とともにまちづくり基盤となる事業として重点的に取り組むべきものと提言がなされたものでございます。その後、昭和62年度より2ヵ年間、J R法隆寺駅周辺整備検討委員会で審議がなされ、駅南口周辺は市街地再開発事業及び土地区画整理事業の整備手法によりまして、アクセス道路の整備を進めるべきとの一定の方向付けがなされたところがございます。市街地再開発事業につきましては地元関係者に強い反発もございましたことから、全ての権利者に対しまして個別に意見聴取を行ったところ、再開発事業による整備は地域に馴染まないとの判断を致しま

して、再開発事業を白紙に戻した経緯がございます。その後、整備手法につきましても種々検討を重ね、市街地部分は駅前広場とアクセス道路の整備、その南側の農地を土地区画整理事業の手法によりアクセス道路を確保する計画をもって、議会にも報告しご理解を得て進めてまいったところでございますが、土地区画整理事業が社会経済情勢の変化等により、事業の進展がみられない状況となっております、両事業の推進が非常に困難となったわけであります。

このような状況の中で、平成12年に制定された「交通バリアフリー法」によりまして、法隆寺駅は概ね5年以内にバリアフリー化を図るべき駅としての位置付をされたところでございます。当時、JR大和路線沿線各駅におきまして駅舎改築整備によるバリアフリー化の推進が図られていたことなどから議会をはじめ住民の皆さんからも駅舎のバリアフリー化についての要請が高まっていたところでございます。このような事から議会にもご相談申し上げ、駅舎改築整備を先行して進めることについてご了解をいただきまして、平成14年度にはJR法隆寺駅整備基本構想調査を行いまして、駅舎改築整備の手法とあわせて駅周辺道路の整備方針を検討してまいりました。

このようにJR法隆寺駅周辺整備計画につきましては、基本構想策定後、議会とも種々議論をいただきながら、駅舎橋上化による自由通路整備、お手元に配布いたしております資料8-1によります資料でございますが、周辺道路整備計画5路線の具体的な方向性を定め、今日まで駅周辺自治会等に対する説明会においてご理解を得てまいったところであり、現在までこの計画に添って事業を進めてきております。

以上がJR法隆寺駅周辺整備事業の経緯の概要でございます。

引き続きまして、駅前広場整備の取り組み状況について、簡単に報告させていただきます。

先の一般質問におきまして、ご答弁させていただいた内容と一部重複する部分がありますが、簡単に説明させていただきますと、駅舎橋上化事業におきましては、平成16年度からの3ヵ年事業として、2面2線化の工事、南北自由通路の工事、橋上駅舎の工事を順次進めて

まいりまして、去る3月10日に橋上駅舎、南北自由通路が開通したところでございます。また、駅前広場整備につきましては、現在までに18年度繰越事業といたしまして、まず駅南口広場の歩道と自由通路の取り合い工事を完了いたしまして、現在は、資料8-1で申しますと、赤色の4-1号線にあたるものでございますけれども、現在工事に着手をいたしておるところでございます。また平成19年度事業といたしまして、予定しております広場の整備概要についてでございますが、午前中も議案第24号の関係で説明させていただきましたJR法隆寺駅前南口広場整工事ははじめといたしまして、この進捗にあわせまして、シェルター及びシンボルとなるモニュメントを設置する工事を予定いたしております。そのシェルターとモニュメントの計画概要について簡単にご説明をさせていただきますと、資料8-2にございます。ご覧いただきたいと思っております。このシェルターの計画でございますがバスやタクシーを利用する方が、降雨や日差しを避けられるよう配慮したもので、設置位置につきましては、タクシー乗り場からバス乗降口にかけて連続して設置する予定でございます。延長は約70mで計画致しております。特にデザインにつきましては、自由通路との景観的なバランスと自由通路の勾配屋根の連続性を保つとともに、日本古来の屋根の持つ重量感が表現できる切妻屋根の形態で計画しているところでございます。なお、屋根材につきましては、安全性にも配慮しており、金属製瓦で耐久性のあるアルミ鋳物を選定いたしております。

続きまして次の資料8-3の、次のページでございますが、モニュメントの計画でございます。駅前広場は、町を訪れた方がその町のイメージを最初に感じ取れることのできる場所でもあり、世界文化遺産都市の玄関口にふさわしい空間を演出することが必要だと考えまして、世界文化遺産法隆寺をイメージして頂けるものとして、ただ今ご覧いただいております資料のデザインのモニュメントを設置する計画といたしております。設置場所につきましては、ロータリー部分の転回島において計画いたしております。このデザインにつきましては、

専門家の意見を聞きながら法隆寺に代表される飛鳥建築の特性である
卍崩し、肘木、人字形割束を配置いたしまして、本瓦風のデザインと
いたしております。

以上が駅前南口整備事業の概要でございます。また新しく駅舎、自
由通路が完成いたしましたことから、また広場の交通機能としても整
備が整ってまいりますことから、駅に通じるその他路線の整備計画に
つきましても計画に添って現在も進めているところでございます。関
係機関等との協議、あるいは周辺地域の方々とも調整を進めながら、
地権者の皆様方にご理解とご協力をいただけますよう取り組んでまい
りたいと考えております。早期に駅周辺の基盤整備の充実をはかり、
安全性、利便性の向上に向けまして努力してまいりたいと考えており
ます。何卒ご理解を賜りますようよろしく願いいたします。

以上がJR法隆寺駅周辺整備事業についての経緯と報告とさせてい
ただきます。

- | | |
|-------------|--|
| 委員長 | 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
浦野委員。 |
| 浦野委員 | シェルターですね、付けられる場所、もう一回お願いできますか。 |
| 都市整備
課参事 | 現在、先ほども説明で申しましたけども、タクシー乗り場からバス
の乗降までの約70mの区間で設置を考えております。 |
| 浦野委員 | これ図面を見る限り、非常にバランス悪いと言うか、構造的に例え
ば台風とか風圧を受けやすい構造になってるんですけど、その点大丈
夫なんですかね、かなりの高さありますし。 |
| 都市整備
課参事 | 当然、構造につきましては風力計算も、安定計算ですね、それも十
分行った中で設計いたしております。ただ、歩道のスペース的にもよ
り広く空間のとれるスタイルとして設計いたしております。 |

委員長 吉野委員。

吉野委員 先ほどもありましたけれども、専門家の意見という話が、こういう構造物の場合は非常によく出てきます。例えば福祉会館ですか、専門家の意見っていう、学識経験者の意見、これは確かに的を得てる場合もありますけど結構外れる場合もありまして、今後地元の法隆寺駅を利用する方、あるいは観光客の方とか出来る限り微調整して皆さんに満足いただけるような法隆寺駅周辺の整備をしていただきたいと思うんですけど。先ほど言いましたけれども、JRの営業時間終了後、午前4時までそこは全く無人状態というか、改札口も全部オープンになって線路に下りようと思って遊びに行こうと思ったら遊びに行ける、そういう状態になるんですよ、午前1時から午前4時までの間。そこに私も昨日の朝、午前3時頃行ったら確かに死角がいっぱい出来るんですよ。誰かが、監視カメラか何かあるかどうか分かりませんが、そういうわけで、犯罪がもし起こった場合、斑鳩町のイメージというのはやっぱり崩れますので、十分注意していただきたいというのと、もう一つはエスカレーターは各口から上り専用ばかりなんですよね。観光客さん知らない者ですから、下ろうと思って行ってつんのめってけがをしたという話を聞いております。ですから上り専用という事をもうちょっとはっきり明示するような、足元にも立ち入り禁止というのを、大きい表示板をしていただかないと今後とも危ないなと思います。今、周辺の話だったんですが、すいません、付け加えさせてもらいたいです。

町長 専門家と言うのは斑鳩を特に、歴史的に文化財を研究等されております鈴木嘉吉先生にご相談申し上げたという事で、鈴木先生からこういう提案を、色々こういう形にしたらいいのではないかなという事で法隆寺の絡みもございますから、そういう事も踏まえて我々としては鈴木先生が、この斑鳩周辺等について、また法隆寺との絡みもござい

ますからそういう事の研究をしていただいた。それと今、吉野委員さんおっしゃっていただくように、自由通路の関係あるいはエレベーターの関係等については、我々職員共々十分議論しながら、自由通路で1時から以降の関係等については、もうあそこで落書きされたら、どうしたらいかんとか、いろんな事の議論がございました。防犯カメラを付けたらええやないか、という事もあったし、両方を遮断するシャッターを付けたらええという話もあったでけれども、やっぱり自由通路というものがある以上は、やっぱりシャッターをつける事は不可能であると、やっぱり通路ですから。そういう事の関係で、防犯カメラくらいは設置をするのがいいのか、それでもやっぱり最近の関係です、なぜ防犯カメラを設置するんだという、いろんなご意見もございますから、そこらはやっぱり十二分に聞かしていただいて、やっぱり防犯カメラで防止していく事が大事であるのか、という事も十分議論しなければならない。エスカレーターの場合は、逆の上の場合ですけども、下りる場合は警報ブザーが鳴ります。必ず駅員のところに流れます。ただ、この間の問題は下りられてちょっと挫かれたとか、けがをされたという事も聞かせていただいていますけども、やっぱりそういう点も今後やっぱり起こる可能性もございますから、十分やっぱりその点は注意をしながら配慮をしていく事が一番大事ではないかなと思っております。いずれにいたしましても、1時～4時の関係等については、一番心配でございますし、職員についてもやっぱり夜中に見に廻る職員もおりますし、色々と苦勞はしておりますけれども、とにかく何もない事を祈っておるわけです。また出来るだけそういう事がない事を望んでおります。

委員長 他にございませんか。 西谷委員。

西谷委員 ちょっと余談というよりも、以前に法隆寺っていうのはすごく桜が植わってて、列車が入る度に花吹雪が散って、いかにも斑鳩らしい田舎の風景やったんですが、あの桜というのはもう切ってもうないんで

すか。

町 長

桜の関係等については、あれは北口が開設された時に記念として吉川さん、松楽園さんのお父さんがお植えになった。昭和49年、北口出来たんは昭和50年くらい、それ位の桜なんですけども、ある方から、町長あの桜をやっぱりどないか残されへんかという事で移植は今現在してます、別の所に桜を植えています。一昨日ですか、一般質問でございましたように桜の関係もございすけれども、しかし桜というのはなかなか難しく、それが今移植してますけども、それを今度また戻して枯れた場合とかいろんな事も出て参ろうと思ひますし、あの場所的に確かに空間から考えたら桜を植えたらどうかという話もございすけれども、今現状から見てですね、ちょっと出来上がってどういう形になっていくのか、そこらを定めていかなかつたら、今またそれをこっちへ移しますという事には、今ちょっと難しいのではないかな、そういう事を十分検討しながらみなさん方のご意見を聞かせていただいて、そういう時にはやっぱり考えていかざるを得ないかなと。桜自身は今現在移植をしておるという事です。

西谷委員

あのね、今ここに時計台みたいなモニュメントみたいな形出てるんですが。確かにこういうのも斑鳩らしいと言ったら斑鳩らしいとは思いますが、自然の、造った、所詮これは造り物ですから、それやったらやっぱり以前北口にあった桜をモニュメントっていう形で残すっていう方がいかにもまだ斑鳩らしいやないかなと思ひますので、是非そういう事を、僕自身はまだ駅前については色々異論はあるんですが、どうしてもされるんやったらそんな形でちょっとでも、ああ、あれが以前見たあの桜やねんなみたいな、よくリフォームやっても、皆が思ひ出のあるようなものをどこか一箇所新しくしても一箇所にそういうものを持っていくという手法をよくとられているんで、是非ともやっぱりそういうものを、下りてホッとするようなそんなものを、造りものやなくて、本物の桜を出来たら植えて欲しいなど、これは要望にし

ておきます。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 2、3ちょっとお聞きしたいんですけど。先ほどのシェルターなんですけど、シェルターに関して外灯っていうのか電器はどうされるのかという事と、このモニュメントなんですけれども、この時計は何で動かすのか、ちなみに斑鳩の前のやつは多分ソーラーだったと思うんですけど、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

都市整備
課参事 まずシェルターの照明灯でございますけれども、スパンが約3m50のスパンがございますので、一本おきに照明を現在設計する中で検討いたしております。それと、そのモニュメントの時計の関係でございますけれども、一応今回の工期で配管工事を行っていきたいという形で設計に取り組んでおるところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(6)公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

お手元資料の9-1をご覧くださいませでしょうか。平成19年度の工事予定箇所図でございます。繰越工事7工区を含みます全22工区で、路線延長が約8,700mとなります。

まず、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事につきましては、平成18年度12月議会で議決をいただき、平成20年度までの3ヶ

年の継続事業として取り組んでいるもので、現在、立坑築造工事に着手いたしております。

次に、龍田西3丁目地内につきましては、繰越事業として1工区ー1工事から1工区ー7工事までを発注いたしております。それぞれの自治会につきましては、順次説明会を開催いたしております、説明会が終わり次第工事に着手しているような状況でございます。

次に、小吉田1丁目の3工区ー2工事、法隆寺南1丁目の24工区ー3工事、五百井1丁目の14工区ー4工事、興留1丁目の15工区ー2工事につきましては、去る5月24日に入札を執行いたしまして10月31日までの工事期間で、今の状況でございますが準備工を進めている状況でございます。なお、龍田西3丁目・龍田西6丁目の1工区ー8工事につきましては、先ほど議案第25号として契約の締結について議決をお願いしているところの工事でございます。

次に、興留7丁目の19工区ー3工事につきましては、JR法隆寺駅前北口広場整備工事に併せまして、下水管を埋設するもので、現在入札の準備を進めているところでございます。なお、残り6工区につきましては、今後、各調整を行いまして順次発注していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、2枚目の資料でございます。資料9ー2をご覧くださいませでしょうか。現在の公共下水道供用開始区域図でございます。

公共下水道都市計画決定区域493ヘクタールのうち事業認可区域245ヘクタールの整備を進めており、現在、緑色のハッチングをいたしております区域、約112ヘクタールの供用を開始いたしております。なお、供用開始戸数といたしましては約2,800件となっております。

恐れ入ります、次に資料9ー3をご覧くださいませでしょうか。平成18年度末と平成19年5月末の接続申請状況でございます。

平成18年度末の申請件数は1,272件となり、1年間で約600件を超える申請がございました。また、公共下水道への接続率は約47%となっており、公共下水道普及率といたしましては、約25%

の状況でございます。また、平成19年5月末の状況につきましては、申請受付け件数が1,344件、検査済み件数が1,284件となっております。融資あっせん利用総数につきましては25件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が15件でございました。今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、公共下水道事業に関わることについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 昨日ちょっと私が公共下水道の中で一般質問した中で答えてもらえなかった部分があるので、この機会に答えてほしいんですが。要は斑鳩町は下水道の区域、第三区域から第一に編入した。その中で非常に無理矢理入れてもらったんで、その分いろんな地元補償も含めて割高だ、みたいな形で町長が答弁されてる中で、実際にどの位編入について、そういう補償費ですね、斑鳩町の分担試算、その数字を昨日訊いたんですが答えてもらえなかったんで、ちょっと数字教えてもらえますか。

上下水道 今、単純に県に支払いました流域下水道事業建設負担金というものがございまして、これにつきましては、平成3年度から平成18年度までの合計額でよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

上下水道 約25億600万支出いたしております。なお、これにつきましては、まずは幹線管渠の築造工事、安堵場のポンプ場建設工事及び周辺対策費全部含めての額でございますので、ご理解いただけますように

お願いいたします。

西谷委員　それと、安堵のポンプ場については、これは当然、斑鳩、平群、生駒っていうその区域の中での分担して、斑鳩分を払ったという事ですね。

上下水道
部長　　そうでございます。

西谷委員　それと、これとは別に県の少なくとも汚水の処理料金っていうのは、別に後から入ったからと言って、郡山や奈良よりは金額は高いっていう事はありませんね。

上下水道
部長　　県下一律56円で支払いしておりますので、変わっておりません。

委員長　他にございませんか。　宮崎委員。

宮崎委員　19工区-3をちょっとお聞きしたいんですけど、これは線路からどれ位離れた工事かちょっと教えていただけますか。

上下水道
部長　　今現在改良していただいております北口の道路部分ですね、その拡幅分のところなんですけれども、大体軌道敷から4m位は離れると思いますが、ちょっと詳しいところ、いま資料手に持っておりませんので、また後で説明させていただきます。

宮崎委員　それに関してちょっとお聞きしたいんですけど。近接工事になると思うんですけど、指名業者の方は、鉄道を持っておられる業者だと思うんですけど、その辺はどう考えておられるのか、お聞きします。

上下水道
部長　　今の段階では近接の工事としてはちょっと位置付けはしておりませんので、通常の発注で進めていきたいと考えております。

宮崎委員 分かりました。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者の方から報告しておくことはありませんか。

(な し)

委員長 他にないようでしたら、私のほうからお諮りいたします。

ただ今、都市整備課からは、都市計画道路の整備促進に関することについて、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告がございました。また、下水道課からは、公共下水道事業についてのご報告がございました。この3件の報告事項については、これまで、建設水道常任委員会、都市基盤整備特別委員会における継続審査案件となっておりましたものであります。

都市基盤整備特別委員会については、今年度より、その所管事項を当建設水道常任委員会に統合いたしましたので、当委員会として、これら3件の事項について、これまでと同様に継続審査案件とし、閉会中の委員会においても審議をしていきたいと考えております。

つきましては、これらをまとめて、「都市基盤整備事業に関すること」として、継続審査事案としての取り扱いをするということで、委員会として確認をしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをしたいと思いますので、議長にお

かれては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

それでは次に、その他について、各委員から質疑、意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

(な し)

委員長

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。長時間ご苦勞様でございました。

(午後3時08分 閉会)